

平成 2 7 年 第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成27年 9 月 16 日
- ・ 開 会 平成27年 9 月 16 日
- ・ 閉 会 平成27年 9 月 17 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	上	地	史	隆	7 番	齋	藤	宏	司
2 番	田	中	裕	之	8 番	松	岡	克	美
3 番	原	本	哲	己	10 番	後	藤	幸	太 郎
4 番	沢	出	好	雄	11 番	深	川		昇
5 番	品	田	好	博	12 番	近	藤	哲	雄
6 番	松	田	信	行					

2 不応招議員は次のとおりである。

9 番 小 島 一 弘

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		産業課参事
総合支所長		産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課長		建設課参事
総務課参事		住民福祉課長
住民課長		産業建設課長
福祉課長		総務課主幹
産業課長		
教育長		生涯学習課参事
生涯学習課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成27年第3回大空町議会定例会議事日程

第1号 平成27年9月16日（水） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

（諸般の報告）

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会委員長	相馬隆
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	産業課参事	中村直樹
総合支所長	菊地教男	産業課参事	秋葉暢康
会計管理者	丹治健	建設課長	佐薙幸史
総務課長	藤田勉	建設課参事	高島清和
総務課参事	林敏美	住民福祉課長	平田義和
住民課長	山本勝栄	産業建設課長	田中信裕
福祉課長	南部猛	総務課主幹	松川一正
産業課長	伊藤裕幸		

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊國夫		
生涯学習課長	佐々木徳幸	生涯学習課参事	田端久剛

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	熊谷裕幸
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	作田勝弥
------	------

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	大槻明弘
主査	土田康裕

以上のとおり報告する。

平成27年 9 月16日

大空町議会議長 近藤 哲雄

諸 般 の 報 告

《平成27年7月30日～9月16日》

- 7月30日～31日 オホーツク圏活性化期成会夏季中央要望（東京都）
- 31日 ふれ愛スタディーin大空町の団員歓迎セレモニー
- 8月 1日～ 2日 第43回めまんべつ観光夏まつり
- 9日 めまんべつ納涼盆踊り
- 12日 大空町の高等学校教育を考える協議会
- 14日 平成27年度大空町バスケットボール合宿歓迎レセプション
- 15日 大空町女満別地区戦没者追悼平和祈念祭
東藻琴福寿苑盆踊り大会
- 17日 第7回総務厚生常任委員会
- 19日～20日 全道町村議会広報研修会（札幌市）
- 20日 平成27年度網走地方森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会定期総会並びに研修会（北見市）
- 25日～27日 議会運営委員会道内行政視察調査
- 29日 S T Vラジオ日高晤郎ショーin大空町祝10年公開生放送
- 30日 第36回ノンキーランドふるさとまつり
- 9月 1日 平成27年度網走郡下町議会議長・副議長会議（大空町）
- 3日 第8回総務厚生・第6回産業建設文教合同常任委員会
- 6日 大空町防災訓練
- 10日 第4回議会運営委員会
第8回議会広報常任委員会
- 12日 平成27年度老人福祉大会・大空町ふれあい広場2015
- 13日 東藻琴福祉会敬老会
- 14日 大空町の高等学校教育を考える協議会
- 15日 東藻琴神社祭
- 16日 平成27年第3回定例会

開会 午前10時00分

◎開会の宣言

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、平成27年第3回大空町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、3番
原本哲己議員及び4番 沢出好雄議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第2 議会運営委員会審査報告を行います。

議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、
これを許します。

議会運営委員会委員長 松岡克美議員。

◇議会運営委員会委員長 おはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

今定例会を開催するに当たり、去る9月10日に議会運営委員会を開き、本日
開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

今定例会では、一般質問者が2人、町長から提出されております案件が19件
であります。その内訳は、一般議案11件、決算認定8件です。このほか、議会
提出議案も予定をされております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断をいたしまして、
今定例会の会期は、本日9月16日に開会し、9月17日までの2日間とすること
が妥当であると、全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告い
たします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は、終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

◇議 長 日程第3 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から9月

17日までの2日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月17日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

大槻事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は11名であります。小島一弘議員から欠席の旨、届出があります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は、一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に移動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりです。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ていますので、御了承願います。以上です。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4 行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町 長 おはようございます。

平成27年第3回大空町議会定例会の行政報告を申し上げます。

7月1日、616名の参加をいただき、東藻琴スパークで大空町交通安全・社会を明るくする運動大会を開催をいたしました。当日は、北海道警察音楽隊カラーガード隊の出演で花を添えていただいたところでございます。

7月2日から3日にかけては、東京都に出向いております。一つといたしまして、北海道空港協会中央要請活動に参加をいたしました。道内空港の整備と

利用拡充について国土交通省、また国土交通省の政務三役、国会議員への要請を行ったところでございます。

また、この間、全国生涯学習市町村協議会役員会・総会にも出席をいたしました。赤池文部科学大臣政務官も出席をされ、議案審議のほか、文部科学省職員から日本遺産の登録事業など文部科学省が所管する事業の説明を受けたところでございます。

また、全国民間空港関係市町村協議会理事会・総会・要請活動にも出席参加をいたしました。議案審議のほか、C I Qの充実に向け、別途要請活動を行うという内容を確認したところでございます。

戻りまして7月4日、大空町東藻琴地区殉公者慰霊祭を行いました。戦後70年の節目となる今回の慰霊祭は、小雨の降る中でありましたけれども、68名の御出席をいただいたところでございます。

同日、知床国立公園50周年・世界遺産10周年記念式典が斜里町で開催をされ出席をいたしました。この式典は、斜里町、羅臼町、環境省、北海道、林野庁の共催として行われ、当日は望月環境大臣、高橋知事なども出席をした式典となりました。

7月7日、北網地区市町長会議が斜里町で行われ、出席をいたしました。会議の前段、環境省企画官から事業内容の説明を受けたほか、斜里町にあります佐藤製材株式会社プレカットセンターを見学をさせていただきました。また情報交換では、廃屋の対策、教育長の給与の考え方、移住対策などについて、関係市町村と意見交換を行わせていただきました。

7月8日は、オホーツク圏活性化期成会役員会が北見市で開かれ、出席をいたしました。夏季要望項目の確認を行い決定をしたところであります。あわせて高速道路の整備要望では、ぜひ大臣に要望を行うべきという意見が出され、調整することといたしました。あわせて女満別空港のC I Qの充実に 대해서も北海道知事への要望項目としていこうと、そのような内容が議論されたところでございます。

7月10日、美幌地区危険物安全協会創立50周年記念式典・祝賀会が美幌町で開催をされ、出席をいたしました。石油製品を取り扱っている事業所により昭和40年に設立された団体でございます。今回の式典におきまして、J Aめまんべつ、檜原商店、朝鳥商店などが50年勤続の表彰を受けられました。

7月15日から17日にかけてまして、札幌市に出向いております。一つは、北海道合併市町連携会議総会に出席をいたしました。合併特例債の活用状況を調査し、特例期間の再延長の要望も検討すべきではないか、そのように発言をさせていただきました。

もう1点は北海道てん菜振興自治体連絡協議会総会が行われ、これにも出席を

いたしました。この協会の活動の成果により、基準糖度の見直しが行われ、作付面積の減少に歯止めが掛けられたという内容の報告がありました。また、北海道の畑作の中の輪作を行っていくためには、不可欠な作物であるとして、今後、省力化も必要との意見が出されたところであります。

あわせて、この機会に緑ダム小水力発電施設整備事業推進の要請活動を行いました。小清水町長、清里町長、斜里町長、網走市副市長とともに、北海道開発局、北海道議会議員、北海道農政部などに道営事業としての採択、技術支援を要請したところでございます。

あわせて北海道市町村長交流セミナーに参加をいたしました。このセミナーでは、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局山崎総括監とTBSテレビ報道局杉尾室長による講演が行われました。

また、地方創生に向けた町村立高等学校自治体総合戦略推進セミナーにも出席をいたしました。東藻琴高校、霧多布高校、知内高校、ニセコ高校の取り組み事例の紹介が行われたところであります。地域における高等教育が必要であるということを再認識したところでございます。

7月21日には、女満別空港国際チャーター便誘致協議会総会に出席をいたしました。女満別空港の国際化、二次交通の充実、通信環境の改善、LCCの誘致などについて意見交換を行いました。

7月24日は、大空町総合教育会議を開催をいたしました。新しい制度となり初めての会議の開催でございます。このため、運営方法大綱の策定などについて諮り、確認をしたところであります。次回は、予算編成前に開催することといたしました。

7月25日は、TPP閣僚会合前に国会決議の遵守を求めるオホーツク緊急集会に参加をいたしました。7月末のハワイの閣僚会合で大筋合意がなされるのではないかと開催されたものでございます。参加者全員で改めて国会決議を確認したところでございます。

7月29日から31日にかけては、札幌市、東京都でオホーツク圏活性化期成会の夏季要望を行いました。札幌では、北海道開発局に対する要望、東京では、私は建設経済班として国土交通省、法務省に対し要請活動を行ったところであります。

あわせて、この際、北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会夏季要望も行われてございます。北見地区の期成会、遠軽・北見道路の期成会と合同で要請を行いました。北海道のほか、北海道開発局、国土交通大臣、国土交通省、国会議員の皆様方に早期の整備、効果の発現をお願いしたところでございます。

あわせて女満別空港整備・利用促進協議会航空会社要請活動も行っておりました。

全日本空輸、日本航空の本社を訪問し、意見交換をしたところであります。全日本空輸からは、中部便の利用低迷について言及があり、この状態が続けば季節運航もやむを得ないのではないかと、そのような発言もあったところでございます。

8月10日、網走地域自治体病院等広域化・連携構想検討会議が網走市で行われ、出席をいたしました。入院時情報提供シートのデータベース化、さらに緊急医療体制づくり事業の実績確認と負担金のあり方の見直しについて意見が出されました。

8月15日は、大空町女満別地区戦没者追悼平和祈念祭を行いました。天候に恵まれ98名の出席をいただいたところでございます。また、この機会に吟詠の団体による献吟をいただきました。

8月26日は、農業農村整備事業意見交換会が北見市で行われ、出席をしております。整備要望に対する予算が不足する中、方向性、手法について意見交換を行ったところでございます。地元からは、省力化に対応する圃場の整備、パワーアップ事業の必要性、機械の大型化に対応する整備基準の見直しなどの意見が出されました。

8月28日は、北網圏域地域医療構想調整会議が北見市で行われ、出席をいたしました。委員となっている方々のほか、医療機関等にも公開されて行われたところであります。この構想調整会議は、ベッド数を削減することを目標に掲げておりますけれども、一つとして在宅医療をどう進めるのか、二つとして介護の充実をどう図るのか。三つ目としてどのような医療スタッフで対応するのかなど課題が提起されたところでございます。

同日、網走川土地改良区断水式にも出席をいたしました。今年度は4月28日に通水を開始し、123日間で行いました。水稻の出来は平年並み以上かと、そのような話題となりました。一方で、網走川中央地区事業について、関係者の方々と意見交換もをさせていただいたところであります。

9月2日から4日にかけては、上京してございます。札幌、それから東京に出向いております。一つとして、B&G財団への要請活動を行いました。菅原専務理事、栗山常務理事に対しまして、平成28年、女満別海洋センターの修繕助成について要請を行ったところであります。

もう1点は、豆類調整施設要請活動に出向いたわけでございます。予算の確保、事業の採択について要請を行いました。管内、道内選出の国会議員の皆さん方、農林水産大臣、農林水産大臣政務官、農林水産省の生産局長、また北海道議会議員、北海道農政部、さらには、関係機関として、ホクレンにも要請活動を行ったところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5 一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

5番 品田好博議員。

◇品田議員 おはようございます。

平成27年度第3回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

通告順に2項目について、質問させていただきます。

総合戦略と総合計画の関係についてであります。煮詰まってきた総合戦略と総合計画の関係について、質問させていただきます。

新聞等では、連日、総合戦略の記事が掲載されておりますが、政府が促す10月までの策定を予定する道内市町村の数は82、全体の46%にとどまることが道の調査で明らかになりました。目の前の課題に対して、アバウトな総合戦略ではなく、その中でも先駆性のある成長戦略をとというのが政府の狙いではありますが、なかなか思うようには行っていないのが現状だろうと考えています。また、ただ傍観している自分がいるのも現実であります。

総合計画と総合戦略は、ともに行政計画であります。どう違うのか。初めの理論にあったように成長戦略と言ったほうがよりわかりやすく、まとめやすかったのではないかと考えております。大空町においては、この総合戦略は、前期5年の総合計画に当たります。切りが良いと言えば、そうなりますが、総合計画が議決事件であることからすれば、この総合戦略も、議決行為でなければならないのではないのでしょうか。10年置きに総合計画を立て、そのためにビックデータを拾い出し、分析し、その具体的な実施計画をまとめ、単年度ごとに実施をしてまいりました。今日の人口減少対策という難題に対しての成果は、残念ながら見ることはなかったわけであり。社会の価値感の変化、個人のニーズの多様化に対して、抗することができなかったとも言えます。人口を増すことだけではなく、短絡的な目標ではなく、社会の変化、住民のニーズを将来的に捉え、緻密に将来予測を全うすることは、大変困難なことであり、継続して持ち得ていることは、至難の技でもあります。

しかしながら、持続可能な自治体運営を念頭に置かない町政は、あり得ないものと考えています。合併10年を目の前にした今、原点に立ち返って、合併の検証を心に刻み、前向きに正確に進めていかなければならないのです。

過日、大空町人口ビジョン、総合戦略の説明を受けました。人口ビジョンから、始まり、その分析を経て、総合戦略を立てられたものであります。

そこで、町長から第2次総合計画の中での大空町総合戦略の位置付けをどのように考えているかお聞かせ願いたいと思います。

また、本部長として、総合戦略の出来栄について、どのような感想を持ち、決意を持っているのかお聞かせください。

人口ビジョンを立ててみて、人口減少問題が抱える実際的課題は何なのか。行財政運営から見ても極めて重要な問題であろうかと考えますが、その課題をお聞かせください。

総合計画最終年度、2025年、人口目標6,800人の根拠をお聞かせ願いたいのです。

また、総合戦略の中での2040年、人口6,000人を維持するとありますが、また、2060年には、4,934人でしたか、とありますが、大空町の人口規模の最低ラインをどのように考えているのか、お聞かせ願いたいのであります。

2番目の質問に入ります。

地域活性、地域住民生活等緊急支援交付金の顛末は、ここで総合戦略では運用基本スタンスとして明確な政策目標のもと、客観的な指標の設置やPDCAの体制整備を求められておりますが、さきの創生先行型のみならず、地域消費喚起生活支援においても、同様になされなければならないものと考えております。過日、合同常任委員会において、結果一覧表が付されておりましたが、このことには大きく時間が割かれることはありませんでした。町長は列席されておりましたので、今定例会に一般質問に踏み切った次第であります。交付金をもらってしまえばそれで良いのかどうなのか。しっかりとしたお考えをお聞きしたいと思います。

また、政策5原則に則り、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善をしなければならないと考えますが、いかがお考えかお聞かせください。

以上、大きく2題にわたり、1回目の質問とさせていただきます。よろしく御答弁をお願い申し上げます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 品田議員の一般質問にお答えを申し上げたいと存じます。

総合計画は、自治基本条例において本町の最上位計画として位置付けられており、地域特性を活かしつつ、将来像を描き、長期的な視点から計画的なまちづくりを進めようとするものであります。

平成28年度からの新たな総合計画は、アンケート調査の実施やワークショップなどを開催し、今年度中の策定に向けて、審議会において内容の検討が行われ

ており、現在は原案という段階でございます。

一方、地方版総合戦略は、地方における人口減少に歯止めをかけるという視点に立ち、国の総合戦略を勘案して策定するものであります。計画期間を5年間とし、実効性を高めるため、具体的な政策ごとに数値目標を掲げ、重要業績評価指標、KPIを設定することとしております。両者の目的や政策の範囲は、必ずしも一致するものではありませんけれども、まちづくりの全体的な計画である総合計画を踏まえた、その内数で人口減少の克服と地方創生を目的として、総合戦略を策定するという考え方でございます。

総合戦略の策定は、青年の皆さんや子育て世代、産業界、福祉、教育、金融機関の方々などで組織をいたしました大空町まち・ひと・しごと創生会議で議論をいただきました。このほか、さまざまな業種や幅広い年代の町民の方々、町内に通勤しているの方々などによるワークショップを開催し、効果的な施策について提言をいただいたところでございます。

子どもたちの健やかな成長を支援する取り組み、豊富な地域資源を活用した体験型観光と産業の振興、スポーツ、文化合宿など交流人口の拡大による地域経済の活性化、住宅環境の充実や安心な暮らしの確保、移住・定住にもつながるといふ政策、そういった将来にわたって活力ある町の実現を目指して、この戦略を立てようという考え方でございます。現段階は、町民からパブリックコメントをいただいている状況でございます。

本町の人口でありますけれども、昭和30年、1万6,316人をピークとし、その後半数以下にまで減少いたしております。要因は、出生数よりも死亡数が上回り、転入数よりも転出数が上回る、自然動態と社会動態の双方の影響によるものでございます。特に、15歳から34歳の転出超過が顕著な状況にあり、若者や子育て世代の人数が減少し、少子化と高齢化がさらに進むという悪循環が課題として挙げられます。就業者におきましても、若い年代層の就業者数が減少しており、就業者全体の高齢化が進んでいる状況にあります。生産年齢人口の減少は、税収など自主財源の減収にもつながります。また、老年人口の増加は、社会保障費の増加にも影響し、財政的な運営上、厳しさを増すという傾向が出てまいります。

このため人口の減少は、地域の活力低下を招く、まちづくりの根幹にかかわる重要な課題であると、そのように認識をしているところであります。

若い方々のパートナー対策、子育て世代への支援、観光や産業の振興、雇用の拡大など、地域経済の好循環と活性化につながる施策を推進してまいりたいと考えているところであります。

平成25年3月に国立社会保障人口問題研究所が公表いたしました人口推計によりますと、平成37年の大空町の人口は6,575人と、推計されております。

しかしながら、新たな総合計画の原案におきましては、10年後、平成37年に目指す人口を6,800人としているところであります。

人口の設定に当たり、審議会におきまして検討がなされ、さまざまな意見を経て掲げられたものであります。将来像の実現を目指すさまざまな施策により、人口減少の緩和がなされるものとして設定したものであります。

総合戦略におきましても、この考え方を踏襲し、具体的な事業を明示して対策を講じることとしてございます。

また最低ラインにつきましては、推計しているものはございません。

自治体の維持存続において、最低限の人口設定がされているものではなく、価値観は多様であり、子育てのしやすさ、住宅環境の充実、利便性の向上など、満足度などで評価されるケースが多いのではないかと考えております。

最低限のラインをクリアするという目標ではなくて、今回は困難を克服し、将来に希望ある大空町の発展に向けた計画として、策定をしまいたいと考えているところでございます。

次に、地域住民生活等緊急支援交付金の関係でございます。

総合戦略の進捗におきまして施策の効果や目標達成の状況等を検証して改善につなげていく仕組みを用いて実効性を確保することとされております。

P D C Aサイクルは計画、実施、評価、改善の四つの視点を持って継続的な改善を推進するものであり、一連のプロセスを経て、計画を着実に実行していくものであります。

平成26年度補正予算として措置いたしました地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金は、一つとして、地域消費喚起生活支援型というものと、二つ目として、地方創生先行型の二つとして創設されております。本町は地域消費喚起生活支援型で6事業、地方創生先行型で14の事業を対象としているところであります。事業における計画実施に関しましては、内部での検討のほか、議会の皆様にも協議をさせていただき進めさせていただいているところであります。

評価と効果の検証につきましては、まち・ひと・しごと創生会議を活用し対応してまいりたいと思っているところでございます。

総合戦略の内容は、まち・ひと・しごと創生会議に検討をいただきました。効果につきましても、この組織を活用して検証することとしておりますし、あわせて必要に応じて施策の見直しも、この機関に諮り行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 5 番 品田議員。

◇品田議員 総合計画の関係であります、総合計画と総合戦略は期間の違い、当然10年と5年、町長のおっしゃるとおりでありますけれども、まず、フォーマットが違う。説明のあったとおり、目標値や、また、いろんな制約といいますか、そういう国からの形というものが、総合計画とは違う。しかしながら、総合計画のこれも新しい形で、国からの締め付けでなくて、作らなきゃならないということではなくて、自らがつくるということにしたわけでございます。

ですから、総合計画の形というものは、規定が今のところないと思います。あくまでも基本構想、基本計画、そこまでは議決、その後は、予算を貼り付け、事業を設定し、執行していくという、しかしながら総合戦略は、今町長さんの答弁のとおり、事業が網羅されている、ということは、一番目立つことかと思えます。また、大変町民にもわかりやすい、あまりにも総合計画は、曖昧模糊としております。文章優先でございます。施策名云々いろいろ細かいことは書いておりません。その大きな違いがあります。大変いいもんだと思っています。

今後10年後にまたつくるときに、差異が、やっぱり総合計画の内容の規定というものをつくって、これに準じて作っていくことが、私はベストでないかというふうに考えておりますけれども、どのようにお考えですか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今策定しようと思っている第2次総合計画は、10年間、総合戦略は、当面5年間ということで、期間が異なります。今回、議会の皆様方にも、途中経過として、報告をさせていただいております総合戦略の中には、各種事業の内容まで踏み込んで記載をされているかと思えます。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 そういう意味で重要な総合戦略、総合計画の前期5年にあたって、そういうことでございますので、整合性、しっかりとした内容にしていきたいと思うわけでございます。

次の題でございますけれども、総合戦略の出来栄はどうだったか。これに対してはあんまり言及なさっていなかったという感じはいたします。見ますと、事業件数が95件でございますが、一つ二つは間違っているかもしれませんが、御訂正いただければ有難いが、そのうち新規事業は、25件というふうに認識しています。他は拡充、継続事業、そのようになっているかと思えます。

町長さんがお答えしたとおり、目標とKPI、重要業績評価指標、32件かと思えます。数の問題を言うわけございません。

他町村においても、いろいろとニュースが入ってきておりますけれども、たまに一番近い美幌町におきましても、31・32の事業をより絞り込んで16の主な施策に絞り込んだと、このような新聞報道があります。詳しいことはわかりません。そう絞り込んでいる。私どもは、この継続、拡充というものは、多いですからよりイメージ的に合同委員会の話がありましたけれども、総合計画的な、もう少しというふうな話も出たところでありますけれども、それに対しては、町長さん本部長でございますから、どういうふうな形で、絞り込んでいこうとしたのか。考え方も後で聞きたいと思います。

私は、考え方はターゲットを絞るということが欠かせないのかと、こういう政策立案ということに対して、対象事業、対象層、これを明確にしないということは、検証のときに必ず出てくる問題だろう。一番の根幹、だれに何をする、曖昧模糊とした対象層ではなく、はっきりしまして、また、内閣官房長官は、一つの政策に絞ってもいいよとさえ言及しています。その意味合いは、私は、考えておるところでございます。しっかりしたものをということで、枝をばらばらと広げるということではなくて、幹をきちっとしなさいということであろうかなと思っています。

例えば、文面に出てくる移住、移住者、総合戦略の中で、移住交流の推進は有効な戦略であることは言うまでもありません。今までも何回となく、町長さんと話をさせていただきました。ところが移住者には若者、働き手、そして定年、リタイアした方々、そして高齢者、そういう分け方もあろうと思います。子育て世帯、これも多く使われている言葉でございます。どういうことだったか。共稼ぎで子どもがいる、いない。どちらか1人が働いて子どもがいる、いない。ひとり親政策は、細かく正確に当てなければいけない。住民という言葉、既存住民と潜在住民、定住人口と交流人口、観光でよく使う言葉であります。でも交流者と言っても、どの層か、観光ではよく使われる交流人口、宿泊者と日帰り、政策はおのずから違ってくるはずですよ。そういう一面がほとんどない。

これから煮詰めるんだろうけれども、事業名が付いているわけですから、やっぱりそういったものが一番大事なことで、欲しかったのではなかろうかなと、このように思っているわけです。

また、私がこの間言った地域おこし協力隊、これも出ています。継続事業で、今年度の事業ですけれども、いまだかつて決まっていなかったのか、そういうふうな状態はでない。継続している。どこがどうだったのかということについてPDCAじゃないが、今やらなかったら、会議で後でやると言っても、やっぱり現場の行政側がきちっとしたものを持ち合わせて会議に望まなければ、正直言って知らない人方を集めてやっても、どのようなことが出てくるか疑問符があります。

都道府県の中で北海道は、地域おこし協力隊の定着率はナンバーワンだという

報告が新聞でなされました。うちは今年からスタートしたばかりで、釧路市は、先進地で有名でございますけれども、今年は、2人の女性と契約なさいました。それは中国語、韓国語、英語が堪能な女性です。それを阿寒の観光地に張りつけるといったことがニュースになっています。真に的を得た募集であつたろうかと、このように思います。

移住については、そういったターゲットを狙いながらやっていくけれども、その人方が来たときに、どういう居住を、どういう職をとという関連した関係課の連携の中で、住む場所、雇う場所が一番難しいのですが、雇い場所についても企業は募集を1人、2人はしていると思います。

そういった情報の中で、それも同時に発信をして、空き家対策に結び付けるとか、いろいろな仕組み作りがあろうと思います。そういった面で、全体的に、一つ多大なという感じがしている。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 項目がたくさんになってまいりましたので、少しここらで一度、私の方から御答弁をさせていただきたいと思います。

出来栄えということでもありますけれども、まだ出来上がっているわけではございません。行政内部で検討したものにつきまして、現在、議会の皆さんにもお示しをし、御意見をちょうだいしたいと、さらに、町民の方々からも、パブリックコメントという形での御意見もちょうだいするという段階でありますので、今の段階では、出来栄えというのは、ちょっと時期的には早いのではないかと考えているので、御容赦をいただきたいと思います。

また今回取りまとめました総合戦略の原案において、新しい事業であるとか、継続の事業、拡充の事業ということで記載されているものがございます。私どもの町づくりを進めていく中で、その成熟した地域社会をつくっていくことと、人口増など、また、産業の売り上げが伸びるなど、その成長の部分と、両方を求めて行かなければならない。過去におきましては、成熟社会を目指せばいいのではないかと、そういう風潮もあり、なかなかその成長の部分について、踏み込めてこなかった。しかし、ここ何年か、そういうことだけでは、町の活性化、元気さというものがなくなっていくのではないかとということで、さまざまな事業に取り組んでまいりました。

この時期に合わせて、国の方から日本全体の人口減社会、特に地方における人口減というものには何とか歯止めをかけなければならないと、国も、財政的な部分の支援もするから、総合戦略を立てながら、その対策を講じてみるべし、ということだったかと思います。

今回、その継続事業や拡充事業が多いということは、私どもここ数年間の事業展開の中で、既にこういった事業に取り組んできていたと、私は、そのように思っています。しかし、財政的になかなか難しく、さらに思い描く施策であってもなかなか実行できてこない。しかし、今回、国も応援をするということであれば、こんなこともあんなことも改めて新規事業として掲げ、取り組んでいくべきではないか、その結果が、今回のこの地方版の総合戦略の原案になっているのではないかと、私はそのように思っています。

決して何か新しいもののネタが切れたということではなく、今後も、当然、KPIの指標の中で見直しも必要になってくるだろうと思っておりますので、まずは、こういう形で、今やっていきたいものの継続であるとか、さらに拡充、そして今考えられる新しい事業について定めて、実行してまいりたいという考え方でございます。その中で、ターゲットを絞ることは、もちろん大切なことであると、そのように考えているところでございます。

そんな中で、私どもは、従来からも、いろいろな分析といひましようか、分析を十分しない中ではありましたが、こういうところがうちの町として欠けているのではないかとと言われてまいりました。今回、国が示しましたビッグデータなどで改めてそういうところが実証されたといひましようか、確認をされた部分もございました。

そんな中で、一つの政策ではありませんけれども、四つの政策ということはこの総合戦略に掲げて取り組んでいきたい。

一つは、子育ての喜びを実感できる環境をつくるということ。もう一つは、行きたい、住みたい、住み続けたいという魅力のある町にすること。もう一つは、産業の振興と安定した就業環境をつくる。そして、生き生きと、その町の個性というものつくっていくという、この四つの目標によって、さまざまな施策を行っていききたいという考え方でございます。

今までは、これらについては十分なターゲットといひましようか、議員の言葉では、その対象者というものを十分に絞り込んで来ていなかったわけでありまして、さまざまなデータの中から、私どもは、今回考えました中の一つとして、一つは合計特殊出生率、子どもの数について分析をしたところがございます。本町の合計特殊出生率は、1.71でございます。これは北海道の市町村から見ると、9番目に高い数字であります。また、1世帯における18歳未満の子どもの平均人員も高い状況にありまして、家族数の多い世帯が多いということがあります。こういうことを考えますと、今時点でも比較的子育てのしやすいまちということが言えるのではないかと。さらにこれを推し進めて子育て世代の移住、定住につなげたいということでもあります。

議員が御指摘の、さらにその細かく、ひとり親家庭なのか、例えば子どもの多

い家庭なのか、1人なのかというところの細かな分析までには至っておりませんが、そういうことも今回の分析の中で確認をし、施策に結びつけていきたいということでございます。

また、大空町内で働く、人の数というのは、町外で働く人の数を250人上回っている。つまり、町外から本町に勤務しているという傾向が強いという状況でございます。特に年齢層から見ますと、30歳から50歳代、20歳代でも比較的多い状況が見て取れます。これは、町内における住環境を整備をし、充実させるということで、町外から現在働きにいられている方々が本町に移り住むということにつながるのではないかと。そのようにも考えておりますので、そういう政策も行っていかなければならないと、一つとして、現在、団地造成などを行っているのもこういった分析によるものの一つでございます。

さらに、女満別空港があります。この利便性を活かした交流人口の拡大、そして、地域の中心的な産業であります農業を軸とした6次産業や、それから派生する観光など、そういうものにてこ入れをしながら、新たな雇用を生み出して、生産年齢人口の拡大を図るというところを目指していきたいと思っております。

また、今回のこの戦略の策定に当たって、まち・ひと・しごと創生会議というものを編成いたしまして、その中で、御議論をいただいたところでもありますけれども、原案、特に事業の実施などにつきましては、行政内部で、本部の中で検討したものをお諮りしたものがほとんどでございます。

ただ、議員は、この会議の皆さん方が何も知らない中で、やはり行政が中心にやるべきではないかと、そのようにお話をいただきましたけれども、決して委員の方々は知らないわけではございません。と申しますのは、総合計画の策定の各部会の代表者から編成される方々をまずベースとして、参画いただいております。その他、関係機関の方々などにさらにお越しをいただいて議論をしているということでもありますので、総合計画の議論の中でも、逐一アンケート結果でありますとか、住民懇談会の状況、そんな中でも、さまざまな御議論をいただいた中での今回の総合戦略でありますので、十分町の状況でありますとか、そういうことについて、御承知の上で御議論をいただいているものと思っております。

また地域おこし協力隊の関係についても、この事業の一環として、触れられておりましたけれども、現在、まだ募集をしながら、実際に配置になっておりませんので、これについては大変申し訳なく思っております。

関係の仲介をしてくださる機関などとも十分連携をとりながら、今後、早期に配置になるように努力をしてまいりたいと思っております。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 総合戦略の出来栄えはどうであるのか。完成したからどうか、今中途だとか、そういう意味で私は質問しておりません。中途半端の中間であれば、聞く耳を持つ、そういう意味でこの間、合同常任委員会に諮られて多少の時間でしたから、担当者には、聞かれていると思いますけれども、細かく言っている部分もあるかと思います。全部言い切れませんでしたので、一般質問に縷々述べているし、町長さんとの、今までの一般質問の中でも何度も話をさせていただいています。私は、その簡潔編に近いのが総合戦略だろうなというふうに判断しておりますから、修正の余地があるというふうに感想を持っているか。いやもう完璧だよ。もう完璧にできるということをお聞きをしたところであります。

そんなところでありますけれども、地域おこし協力隊についての反省もありましたけれども、今、本当にうちの町の人材というふうに考えると、さきの言語に堪能な方及び図書館司書、管理栄養士、公認会計士、司法書士、免許を持っている方、まだ免許を持っていないけれども、勉強しているのだと、そういう方もいる。そういった特殊免許を持っている方といいますか、人材、そういう考え方で募集するのも一考ではないかと、その的が外れていると、なかなか200万円ですからね。今の雇用状況は、東京が良くなってきますので、なかなか集まらなくなっている。

やっぱり求める側も、自分が何を求めるかがわかれば、マッチングするといいますか、そういうことで質問をさせてもらったところであります。

それについては良いと思いますが、3番目の人口減少にもわたる自治体の問題であります。今、町長さんが述べられましたとおりでございます。一番怖いのは、経済の活動が縮小する。これが一番、自治体では、税収が落ち込み財政規模の縮減が予想され、行政負担がいびつになる。公共施設等の運営が難しくなり、廃止、縮小など社会資本の衰退が続けざまに進行するだろう、管理や清掃、冠婚葬祭、消防団の活動、いろんな住民活動が困難になってくる。空き家が増えて、ゴーストタウンになることが予想される。いわゆる埋没自治体ということです。

そんなことで、質問させていただきましたけれども、課題は、一致していると思います。この問題に関しては、同じような問題意識を持っているということで結構だと思いますけれども、特段、町長の方からなければ、4番目に移りたいと思います。

目標が6,800人、総合計画終了時で、7,600人で、総合戦略時は、幾らでしたか、5年後は、7,098人でしたか、そういった数字がございます。その伸び率は、この5年置きは減少の率でそれを考えると、縮小している。それは、林参事が言ったとおり総合戦略の効果は出てくるからだと、こういうふうな御答弁でありましたけど、そんな簡単に、漁夫の利を得るように、5年で600人だったものが、後の5年で300人になるということは、7,098人から3

00人になるということはちょっと考えられないなというふうな考え方で根拠を聞いたところでございます。最低ラインにつきましても、町長さんは、先のことはということでございますけれども、私もグラフに載っていなければ質問はしないわけで、人口問題研究所がそこまで出しているから出していると思いますけれども、途中で、2040年で切られていれば、何も言うことはありません。

ただ手を尽くしても、マイナス人口に歯止めがかからないという想定を考えたときに、自治体運営上、何としても死守しなければならないという数字は、町長さんも私ももうないわけですから、正直な話、町長さんは、長寿な方でありますけれども、私などはとうにいないですから、そんなこと言及してもしようがないと思いますが、そういう意味でお聞きしたわけで、何もそれを約束しろとか何とかということではない。

未来の大空町の行く末を考えたときに念頭にないわけではないだろうと、そうでなければ今、なにもやることはないので、正直な話、そういうことで、お聞きしたところでありますけれども、町長、何かありましたら。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 1点御確認をさせていただきたいのですけれども、ちょっと私、聞いていた時に、総合計画の出来栄えというふうに聞き取ってしまったんですが、その後で、その簡潔編が総合戦略ではないかというような言い方もありましたけれども、通告いただいておりますのは、総合戦略の原案の出来栄えということだったので、そのところは、総合計画であったか、総合戦略の出来栄えだったのか、もう一度だけ御確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 総合戦略です。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 総合戦略の出来栄えでありますけれども、関心がないという言い方をしたらちょっと不適切なのかもしれませんけれども、総合戦略も、KPIの指標をもとにしながら見直せと言われております。私が今回、この総合戦略をどのように作っていくかと、担当に指示した中で、戦略分析を細かにということもありますけれども、急がれる課題であると、総合計画の策定も今、随時行っているわけでありますので、そこに合せて、今できる最大限の分析と状況勘案をして、作る

べきではないかと、そのように伝えさせていただきました。ですので、総合計画と総合戦略を同時期に合わせて御議論をいただいて、作っているという状況であります。

出来栄はどうかということでは、満点だというわけでもなく、かといって十分意が伝わっていない、不十分であるということでもないというふうに私は思っております。

ただ私の関心時は、いかにここで掲げた事業をどのように執行していくかということが大きな課題であると、行政内部でも財源を確保しながら、こういったものに取り組んでいかなければなりませんし、さらには産業界の方々、金融関係の方々、町民の皆さん方いろんな方々に御協力をいただかなければならない事業も多数、この中には出てきております。それをいかに皆さん方に説明をし、協力をいただき、一つ一つの掲げた事業を実行していくかというところに既に私の関心は移っておりまして、その計画に対する意識というものは余り強くないというところを申し上げておきたいと思っております。これをやっていく中で、指標の中で、効果として不十分であるということであれば、早速見直しをかけていかなければならないものだと、そのように思っているところであります。

また地域おこし協力隊の方々、議員が御指摘のとおり、首都圏、特に都市部では、景気の回復基調なども高まってまいりまして、ただ単に、その精神的な気概だけで、田舎に地域おこし協力隊として来られるという方は、少なくなっているというふうにも感じております。実際に今回の事業の中で、面接をさせていただいた方々の中には、司法の関係の資格なども持ち得ているような方がいらっしやったのではないかと思いますけれども、結果的に、御家族の状況でありますとか、今現在の職場の状況も要因にはあったのではないかという中で、難しくなっているという状況も伝え聞いております。

そんな中で、私どもも今回提案させていただいた三つの事業の中にあっては、そういった具体的な仕事を明示しながら、中にはそういった資格を持ち得ている方ということで募集を掛けたものもありましたけれども、なかなかそういう方々とうまく接点を持てなかったというのが今時点での現状であります。今後も、議員の御指摘の部分など勘案をしながら、募集事務に当たってまいりたいと思っております。

また、人口減社会は、地域の経済活動の衰退につながると、まさしくそのとおりだと思っておりますので、どの分野に限らず、いろいろな業種における活動を活発化するために、今回の総合戦略に位置付けた事業などを実施をして、地域の経済活動が停滞しないように努めていく、それがひいては人口減社会に歯止めをかけることにつながるのではないかと考えているところでございます。

また6,800人のことにつきましては、これは先ほど言いましたように、総合

計画を策定する段階で非常に多くの時間を費やして議論をいただいたところでございます。どの数字にいたしましたも、どこからかその数字に対する反論というものは、あるのではないかと、そのように思っております。ただ、一致して言われておりましたのは、ただ単に人口推計の結果というものは、現在の施策だけを行って、ただ月日を過ごしていけば、こういった数字になると予想されているということの警鐘として受け止め、町としては、さまざまな事業を行っていく、そのことで、その数字に歯止めをかけて、少しでも言われている数字よりも高い数字に持っていくように努力をするべき、そういうものが、総合計画、総合戦略ではないかということで、この数字を掲げさせていただいたところでございますので、大変簡単なものではないということは、私も感じておりますけれども、皆さんの御協力の中で努力をしてまいりたいと思っております。

また町の人口をどこまで想定しているのか。ある市町村長に言わせると、その町がなくなるのは、市町村合併をして、自ら法人格を失ったときだという言い方をした方もいたと思いますけれども、私は、それであっても、その地域として残っていつているので、その方の意見に賛同するわけでは、私はありません。

現在、北海道において人口が最も少ないところは、音威子府村であろうかと思いますが、住民基本台帳における人口は、８００人台というふうに聞いてございます。しかしながら、実際に高校生などがそこに滞在をする、一定期間滞在をする方々の人口などを入れると１，０００人を超えるというようなお話も聞いておりますので、必ずしもその数ばかりの問題ではないと思っております。

ただ、数が少なくなっていくことによるさまざまな弊害もありますし、気持ちの持ちようにもつながっていくことがあろうかと思っておりますので、何とか現在の人口を少しでも維持できるように努めていくということに全力を費やしたいと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 ５番 品田議員。

◇品田議員 町長の反問で２番にいつてしまっていますけれども、時間もないことなので、それについては深追いはできない状況にあります。

国は、２０４０年の目標という形で統一をしているわけでございます。私どもは、たまたま切りがよくて、総合計画時の１０年ということで、今６，８００人ですけれども、２０４０年の近隣市町村が全部出揃って、３市ですけれども、北見市が９万７，０００人、網走市３万２，９００人、美幌町１万４，５００人、大空町は５，９４０人ですが、文面では６，０００人を維持する。

これは、林参事に言いますが、確保という字に直した方が良いと思います。他の町も確保と言います。維持はできないわけですから、確保するという網走の市

長も言っておりました。そういった形の方がベストだろうと思います。

出来栄についてここでまた戻るということ、町長も、そういう指標についてもいろいろ問題があるだろうと、身近なことですけれど、これも新聞に載っばかりです。観光入込数、これはほとんど新聞でしか出ない、我々議会人は、行政の担当からは聞くことはありません。だからそういった類の指標といたしますか、数字がいっぱいありますけれども、公共等の利用数だとか、イベント参加数とか、そういう曖昧模糊とした形でやっていっても、それをどういう風に評価するのか。年次毎に出すのか、そういう問題になりますので、という意味合いも私は、絞り込んだ方がという意味でございます。ですから私は人口規模の最低ラインは、町長が今言ったとおりです。危機感を持つということです。それと今、音威子府の話、町長されました。石破さんは、どういう訳か音威子府村、計画がすばらしいと公表してましますけれども、私インターネットで見たことはありません。町長さんも今おっしゃったとおり、調べてみてください。何故にあんな小さい町がすばらしい計画だと言っているのか、私はわかりませんので、また後で教えてもらいたいと思います。

あと4分でございます。総体的に最後に申し上げたいと思います。合同常任委員会の中で、委員の発言で総合戦略の取り扱いについて意見がありました。

一つは、議会の関与が必要ではないのか。また、どの市町村も同じようなものをつくって、効果は甚だ難しいのではないのか。独自性が出せないのか。このような、まとめますと、私も本当にそのように思っております。あくまでも自治体間競争ですから、言葉悪いですけど取り合いです。逃げているものを取り戻さなければならない。行かないようにする。流失を止める。流入を図る。この二つしかないわけですから、人口問題に関しては、その辺、先駆性とは何か。良くお考えになり、各課連携で漏れのない網の目をつくることに心掛けてもらいたい。そういった事業遂行の要領を作成し、結果、検証の一助となるようお願いを申し上げます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 言葉の問題で、確保とか維持というところでの御意見もありましたので、合同常任委員会に、この件については、お諮りをさせていただいているところであります。議会での一般質問でのやりとりももちろんあるわけでありましますけれども、そういった内容などの精査については、議員の方々、また別の機会として、御発言いただき御提言いただく機会もありますので、そういった折に、御指導いただきますようお願いを申し上げます。

また音威子府村の関係につきましては、私が知り得ている関係につきましては、

あそこは村立の高等学校を維持し、全寮制でもって全国から生徒募集し、それを町の活性化につなげているというふうな内容、その取り組みが大臣に評価をされたということではないかと、定住の人口だけではなくて、そういう準交流の人口も活用し、地域の活性化といいましょうか、元気を保っているということを評価されたのではないかと考えております。

音威子府村については、どのような計画になっているか私も存じ上げませんので、私は私なりに、また、担当等を含めて、全道の先駆的な取り組みなど、調査をしていきたいと思っておりますけれども、ぜひ議員にも、いろいろなところの情報があれば、また、議員の手法でいろいろ集められた情報などがあれば、私どもにまた御提供いただければありがたいと思っております。

観光客の入り込み数、曖昧模糊としているというようなことがありますけれども、国が示しましたビッグデータと言われておりますけれども、これも絶対的なものではございません。

さらに大きな市などでは、傾向をつかむには、非常に良い数字が出ているところもありますけれども、私たちが見た中で、どうもここは使いづらいなと、なかなか個別の市町村単位では数値として使っていくのが難しいというようなデータもございました。

今回の総合戦略というものは、各市町村がつくることとなっておりますけれども、一方でその効果、指標などについては、広域で取り組むことも必要ということも言われております。

特に、観光などにおいては、一つの市町村で完結するものではありませんので、もっと広い地域でもって対応しなければならないということにもなってございます。

そういった中で、その確かなところのデータ分析などについては、行いながら取り組むということが必要ではないかと考えております。

また私も他の市町村のその内容などについて、つまびらかに承知しているわけではありませんけれども、決してどこの市町村も全く同じようなものだということではないのではないかと思います。

例えば、先ほどのデータにありました大空町の分析の中での合計特殊出生率の高さ、そこを今後どのようにさらに高めていくかということでもありますとか、人口の中での就業者数が、他の町で働いている方と他の町から働きに来られている方の比率、これは、各市町村で必ずしも同じわけではございません。

また、その立地する市町村と周辺の市などとの距離の関係、そういったものもありますし、私どもの町の空港というような存在、そんなことを考えて今回の総合戦略も策定をしているところでありますので、決して、どこの町とも同じ内容であるというふうには、私は考えておりません。

大空町の状況を分析した中で、今回のものがあると、ただ、これも全て完璧なものではありませんので、事業を実施する中で、修正が必要になることもありますし、事業を実施した後で見直しを行うところも出てこようかと思っております。そんな中で、今回の総合戦略、地域の一助となるように、この策定と実行に取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 5 番 品田議員。

◇品田議員 もう時間が2分でございます。

2 番目です。先ほどの交付金の顛末ですけれども、今、町長と同じようなことですけれども、繋がっている問題、終わってからする、途中でするということは、大きな違いがございます。プランニングをする。執行する。チェックをする。時期は、いろいろだと思いますけれども、途中の検証も十分重要だと、終わってから検証より途中で修正できる素早さ、機敏さ、それが民間と官の違いであるところかもしれません。民間は途中修正をしなければ、倒れてしまいます。ゆったりはできないのです。その辺の意識というか危機感、それを感じさせる、そういう役所であって欲しい。口は危機感と言っても行動は危機感が無くては、おのずから行動に反映するものです。そういう意味でPDCAはどうであったか。議会は合同常任委員会だけの説明でした。単独の常任委員会ではしておりません。

結果は、ばらばらにしているけれども、ほとんど私は説明を受けていない。そういうようなことであります。おのずから効果の検証もどうであるかということも十分早くしなければ、来年の予算編成もあります。総合戦略のこともあるわけですから、早く順時そういったものを上げて欲しい考え方であります。一部の、先ほど言った、同じというのは、町長、勘違いしないでください。全く文面が同じだとか、そういうことではない。扱うのは出生率とか、大体決まっているわけです。その数字も当然決まっているわけですから、ただし、先ほど言った対象とか、そういうものはちゃんと絞り込んでください。そして積極的、そして途中でしっかりと検証もする、そういうことを心掛けてもらいたいということでもあります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 当然、途中で立ち止まって全ての検証ではないにしろ、その効果などについて、行っていくということも必要であると、そういう御指摘であろうかと思えます。当然、議会などに最終報告という形で、報告するものは、全ての事業が

行われた後、すべきものかと思えますけれども、現状の関係につきましては、逐一予算の執行状況などをさまざまな委員会を経由いたしまして、途中経過として、御報告をさせていただきたいと思っております。

また、地域消費喚起生活支援型などにおきましては、私どもが考えました予算枠を超えて要望のあった場合などもございます。そんな中では、議会の皆さん方にも、途中経過として御報告を申し上げて、行政の対応として、取り組ませていただいているところもございますので、御理解を賜りたいと思っております。

私どもの報告にかかわらず、議員が常日ごろ町民の皆さんからさまざまな御意見もいただいていることだと思います。そういった中での御指摘の部分など、私どもにもお寄せいただければありがたいと思っております。

当然全てのものが完了しないと、次の予算編成、また今後の総合戦略の実質的な完成に間に合わないのではないかと、そのとおりでございますので、逐一行政内部といたしましては、検証を加えながら、そのあり方というものを今後皆様方にお諮りをしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

また、独自の関係につきましては、先ほど答弁したとおりでございますので、省かせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇議 長 これにて品田好博議員の一般質問を終了します。

◇議 長 これ１０分間休憩します。

休憩 午前１１時２３分

再開 午前１１時３２分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、１番 上地史隆議員の一般質問を許します。

◇上地議員 １番 上地です。

このたび、平成２７年９月の定例会で質問する機会を与えていただいたことに、心より感謝申し上げます。質問の際に、先に御登壇された議員の方と重複するところがありましたらお許しいただきたいと思います。

それでは、通告にしたがって質問に移らせていただきます。

まず一つ目の質問、高齢者の生活改善、管理栄養士が出向いて指導についてですが、高齢者の病気が重症化したり、寝たきりになったりするのを防ごうと、厚生労働省は、管理栄養士などが高齢者の方が集まる場所に積極的に出向いてリス

クの高い人を見つけ出し、生活改善の指導をする、新たな取り組みを来年度から始める方針を固めました。

厚生労働省によりますと、75歳以上の高齢者は、筋力や口の機能の衰えによって低栄養になったり、急激に痩せたりするリスクが高くなり、その結果、病気が重症化したり、寝たきりになったりすることがあるということです。具体的にまず、管理栄養士や歯科衛生士が高齢者の方が集まる薬局や地域包括支援センターに積極的に出向いて、低栄養や痩せ過ぎと思われる人を見つけ出します。そして、その場でのアドバイスだけにとどまらず、自宅を訪問して、食事の摂り方や歯磨きの仕方などを指導するというものです。医療費を抑制する狙いもあり、厚生労働省は、この取り組みを全国の自治体に呼びかけて、モデル事業として行う方針で、必要な10億7,000万円余りを来年度予算の概算要求に盛り込むことにしています。このことについて、町として何かお考えがあれば教えていただきたいと思います。

続いて、二つ目の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問は電気柵の不備と安全対策についてですが、道は8月17日に、7月に静岡県西伊豆町の電気柵で2人が感電死した事故を受けて、調査を実施しています。全道の調査結果を発表し、期限の11日までに全道137市町村から回答がありました。危険を知らせる看板や漏電遮断機がないなど、国が定める安全対策を施していなかった電気柵が全体の約1割に当たり、道は少なくない数だと言っております。今後、市町村や農協と連携し、設置者に必要な指導を行うとしています。

調査は7月下旬から実施し、道によると137市町村にある獣害対策や放牧管理用の電気柵9,756カ所のうち、31市町村の985カ所で、安全対策の不備があり、このうち危険を知らせる表示のない電気柵は931カ所で、経年劣化や風雨で、看板が破損したり、紛失したりするケースが目立っております。また、30ボルト以上の電源を使う場合、漏電遮断機を取りつけないといけないが、これを使っていない電気柵が212カ所あり、感電死などの大事故につながらないように電圧を制御する電源装置が設置されていない電気柵が1カ所ありました。道農政部は静岡の事故で、危険性が指摘された家庭用コンセントを直接つなぐ電気柵はなかったと答えておりますが、未回答の42市町村の調査も踏まえ、不備のあった設置者には、文書などで適切な安全対策を図るよう求めていくとのこと です。

このことについて、大空町の現状はどのようなものかお聞かせいただきたい と思います。

続いて、三つ目の質問に移らせていただきます。

三つ目は、ジャガイモシロシストセンチュウの対策についてですが、このセン

チュウは既に国内発生が確認されているジャガイモシストセンチュウに類似するセンチュウで、ジャガイモシストセンチュウは北海道、長崎、熊本、青森で発生が確認されており、これに抵抗性のあるジャガイモが開発され、栽培されており、大空町も対策事業に補助をしております。今回、ジャガイモシロシストセンチュウが確認されたのは、北海道網走市内の圃場で、抵抗性品種を栽培していたにもかかわらず、センチュウ被害発生が疑われるとして北海道庁から農水省に連絡があり、19日に同省植物防疫所が、これまで未発生であるジャガイモシロシストセンチュウであることが確認されております。

ジャガイモシロシストセンチュウは、虫体が卵を持ったまま固い殻に閉じこもるようなシストの状態となる、大きさ6ミリほどのシストは、長期間にわたって乾燥や低温に耐えることができ、これまで20年間も生存した例も確認されているとのことです。寄生植物はジャガイモとなす等のなす科の植物、これらの作物が栽培されると、土壤中に、存在するシストから幼虫、成虫が生まれ根に侵入し、生育を阻害します。そのため、葉のちぢれや硬化などの症状が見られ、やがて枯死することから、収穫量の著しい低下をもたらし、過去にはトマトでも被害発生例があります。インド、ヨーロッパ、ロシア、米国、カナダ、コロンビア、ペルー、ニュージーランドなどにも分布しており、一旦圃場に進入すると根絶は非常に困難であります。

このセンチュウは、1年間に2メートル程度とほとんど移動しないため、シストを含んだ土壌が農業用機械類やジャガイモなどに付着して移動しなければ、急速に蔓延するおそれはないと、そのため、発生した場合は、土壌移動防止にするほか、発生圃場では転作等によって発生密度を下げて封じ込めを行うとのこと、今回の発生確認を受けて農水省は発生範囲を特定するための調査の実施、土壌の移動防止、ジャガイモ作付前の土壌診断の徹底、ジャガイモ連作の自粛、発生圃場の土壌消毒の実施を行うとのこと。また、収穫したジャガイモと土壌の移動には、植物検疫官による異動前の検査を実施するとのこと。

発生範囲の特定については、9月上旬に結果をまとめ、調査結果を踏まえて、有識者による対策検討会議を開く予定をしておりますが、このことについて、近隣である大空町は、今後どのような対策を行うのか、また、国や道から何か情報を得ているのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、3点の質問について町長よりお考えを聞かせいただきたいと思います。
これで1回目の質問を終了いたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 上地議員の一般質問にお答えを申し上げます。

1 点目の高齢者の生活改善についてでございます。

現段階では、ニュース、新聞等報道による情報しか持ち得ておりませんので、あらかじめ御了承願いたいと思います。今年の 5 月、高齢者医療確保法の改正によりまして、後期高齢者医療広域連合には、高齢者の心身の特性に応じた保健指導や健康管理、疾病予防の自助努力への支援が求められることとなりました。平成 28 年度から栄養、口腔、服薬などの面から専門職による支援事業をモデル的に実施をして、30 年度から全国展開を目指したいという内容でございます。モデル事業では、広域連合から市町村への委託もしくは補助などにより、被保険者に対し低栄養、過体重、口腔機能低下に関する相談、訪問指導などなどを行うということが想定されるわけでございます。

背景には、医療費と介護費の抑制を目的に介護予防、生活習慣の改善指導を行う考え方があると思われます。必要な費用といたしまして 10 億 7,000 万円が来年度の予算案の概算要求に盛り込まれたということで発表になったものでございます。

ここで、現在大空町で取り組んでいる管理栄養士活動状況について御説明を申し上げます。

保健活動の中で、高齢者や成人に係る業務として集団及び家庭訪問を含む個別栄養指導を行っております。一つとして健康診査の結果、保健指導の対象となる方の中から、重症化を予防することが必要な方に優先順位をつけまして、保健指導相談の対応をしております。昨年度の実績は、65 歳以上の高齢者における特定保健指導は 70 人です。うち個別の訪問活動を行っている方は、40 人、その他の方は、結果説明会に来られた方々に対しての指導 18 人、役場に来庁された折の指導が 7 人、その他電話での指導などが 3 人、そのほか 2 人という状況でございます。

また、地域介護予防活動支援事業では、管理栄養士と食生活改善推進員が脳刺激訓練教室に出向いた折に、調理実習なども行って普及をしているところでございます。昨年度は、79 人の方の参加をいただいたところであります。集団健康教育では、食生活改善推進協議会の皆さん方の御協力をいただいて活動しております。協議会の自主活動を通じて健康づくりを推進するため、この推進員の育成を図ることも重要と考えております。

また、町内栄養士 7 名で、栄養士ネットワーク連絡会というものを組織し、健康や食に関する情報の共有化を図り、職域間で連携をして、地域の栄養対策の取り組みも行っているところでございます。

さらに、見守りネット事業による高齢者世帯等の訪問の際、健康の相談や異常が見られる場合は、個別に相談指導も行っておりますし、保健師活動の中で相談を受けた場合などにも個別に対応させていただいているところでございます。

網走保健所管内の他の市町の活動状況なども見せていただきましたけれども、大空町は、集団的な活動も、さらには、戸別訪問の活動、いずれも件数が多くなってございまして、現時点におきましても、積極的に取り組んでいる市町村ではないかと、そのように受けとめております。

現段階では、モデル事業の具体的な内容は示されておりませんので、そのため参加の意思の判断がつかない状況ではありますが、今後情報収集するとともに、現在実施している管理栄養士の活動の充実をしっかりと行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、電気柵の漏電事故の関係についてであります。

7月に静岡県において電気柵による感電死亡事故が発生しております。この事故は適切な措置が講じられていなかったことが原因と考えられております。電気柵は、田畑や牧場などで電気刺激によって野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する目的で設置されることがほとんどであります。設置をする場合には、危険防止のために、電気事業法によって布設方法が定められております、感電防止のための適切な措置を講じる必要があるということであります。

一つとして、30ボルト以上の電源から供給するときは、電気用品安全法の適用を受ける電源装置を使用しなければならないということがあります。

二つ目として30ボルト以上の電源の場合、15ミリアンペア以上の漏電が起こったときに、0.1秒以内に電源を遮断する漏電遮断機を布設することも義務付けられております。

また、全ての施設について周囲の人が容易に視認できる位置や見やすい文字で危険表示をすること、こういったことが、この法律の中に規定されているわけがあります。

今回の事故を受けまして、北海道で各市町村の施設の電気柵の状況を調査することとなりました。私どもも町内の農業者を対象に調査を行わせていただいたところであります。町内では、電気柵を設置している箇所は30カ所でございます。このうち30ボルト以上の電気を供給しているところが5カ所ありました。また、町におきましても、住吉牧野に今年から2カ所、これは12ボルトでありますけれども、電気柵を設置しているところであります。結果といたしまして、30カ所のうち、危険表示がなかったものが11カ所ありましたので、直ちに改善についてお願いをしたところでございます。

現在は、こういった表示も含めて、適切な措置を講じられた中で、布設されている状況にございます。

今後も、町はJAと連携をとりながら、農業者等に対して適切な措置を講じていただくように、その都度、注意喚起や周知の徹底を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、ジャガイモシロシストセンチュウの対策についてでございます。

8月19日農林水産省から網走市内の馬鈴薯生産圃場において、国内で初めてジャガイモシロシストセンチュウが確認されたとの発表がございました。今回確認されたものは、これまでも確認がされているジャガイモシロシストセンチュウに類似したものでございます。これまで国内では確認がされておりました。しかし今回のこのジャガイモシロシストセンチュウは、従来のジャガイモシロシストセンチュウよりも根絶が極めて難しいと言われております。このため、土壌の移動による蔓延防止や発生密度の軽減策を徹底する必要があると言われております。

このジャガイモシロシストセンチュウは、バレイショ生産量に甚大な被害を及ぼす重大な病害虫でありますけれども、人畜には無害であります。食しても人の健康を害するものではございませんので、適切な広報により風評被害に至らせない取り組みも必要かと思っております。

以前からあるジャガイモシロシストセンチュウの対策として、抵抗性品種を栽培することで、収穫量の著しい低下を防ぐことができたけれども、今回確認されたものは、今までの抵抗性品種の栽培では、効果が出ないとのことでございますので、国に対して抵抗性品種の開発を早期をお願いをしているところでもございます。

蔓延防止、侵入防止のための対策といたしましては、以前からあるセンチュウと同様な生態をもっておりますことから、これまでの対策を徹底して継続することによって、防ぐことができると言われております。

一つとして、土壌の移動や飛散の防止、農業機械や靴の洗浄、バレイショ作付前の土壌診断など、しっかりと徹底する必要があるものと思っております。町では、これらの対策といたしまして、土壌診断やセンチュウの侵入防止に効果があるトマト野生種の作付や作業機械などの洗浄施設の整備、圃場への立ち入り禁止看板の整備などに支援を行っている現状でございます。今後、この支援を継続して行くとともに、JAと連携を取りながら、外部からの圃場への侵入防止のための注意喚起、周知徹底をしっかりと図ってまいりたいと思います。

また今回のセンチュウは、海外では既に確認をされております。海外での対策事例などの情報も収集をしていかなければならないのではないかと考えているところであります。また大空町は種子バレイショの生産地でもありますので、この侵入防止対策、最大限に努力をしていかなければならないものと考えてございます。

また、本日の新聞にもありましたが、農林水産省では、網走市を含むオホーツク管内6市町で、そのセンチュウの実態調査を行っております。また、オホーツク管内11のJAでは、8月下旬に自主調査も行っているところでございます。結果といたしましては、網走市以外の他の市町村での発生は、今のところ確認さ

れなかったということが公表されたところであります。

町、農業者団体、農業者自らも、もちろんでありますけれども、さまざまな農業関係機関、それから北海道、国における役割分担を明確にしながら、あらゆる手だてを講じながら、このジャガイモシロシストセンチュウの蔓延防止に努めていくということを念頭に、これからの農業行政を推進してまいりたいと思っておりますので、今後ともお気づきの点があれば御指導いただきますようお願いを申し上げます。

以上1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 1 番 上地議員。

◇上地議員 1 番の管理栄養士についての質問であります。町長から町内の状況も伝えていただき、7 名の方がネットワークを築いて、そして個別または集団の指導も先駆的に、他の市町村に比べて、取り組まれているということも、町長の説明により理解することができました。僕も国の情報とか調べたのですが、まだ実際にどういうものか、モデル事業についての具体的な内容は、確認もできておりません。ですが管理栄養士は、先ほど町長が言われたように高い専門性もあり、個別に指導または計画を立てたりする病院や介護保険施設などでは、いろいろな加算なども取ることができます。このような専門性の高い人が実際に必要になった場合、国の情報を得て、このモデル事業が本当に高齢者の方に必要だとなった場合に、先進的に高齢者の方のためにも、こういう栄養士の方が活動できるように、準備というわけではありませんが、もしそのようになった場合には、積極的にこの事業が必要とあれば、取り組んでいただきたいと思います。一つ目の質問はこれで、終了したいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ありがとうございます。

食生活、また生活習慣の関係につきましては、決して高齢者だけの問題ではないと、そのようにも受けとめてございます。それぞれの年代、ライフステージに応じた適切な食生活を送ることが重要と言われております。全世代にわたり重要なことでありますので、今後も積極的にこの事業などに取り組みながら、町民の健康を維持できるようにしていきたいと思っております。また、国の情報などがわかってくることになれば、私どもの町として取り組むことができるかどうか、そのことの判断を早急に下しながら、できれば国の事業に乗って、さらに内容のあるものにしていきたいと、そのように思っているところであります。

また、そういった職種の職員を確保する、また町内のそういう職種を持ってい
らっしゃる方々との連携を深めることというのは、これからもさらに大切になっ
てくるであろうと思ってございます。現在もネットワークとして機能している部
分もありますけれども、さらにそういう取り組みについて努力をしてまいりたい
と、そのように考えてございます。今後もお気づきの点があれば、また御指導い
ただきますようお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 1 番 上地議員。

◇上地議員 一つ目の質問については、町長からも、これからも積極的に良いもので
あれば、行うということでありますので、これについては、全世代、町長が言わ
れたように町のために必要なものであれば、ぜひ、先駆的に取り組んでいただ
ければと期待しております。

一つ目の質問を終了し、二つ目の質問に移らせていただきます。

電気柵の不備についてなんですが、町長の方からもお聞きしたように、町内 3
0 カ所、牧野とかにも 2 カ所設置、今後、電気柵は、値段も安価なため、増えて
行く方向だと思いますが、実際にインターネットなどでも安く個人的にも購入で
きるものであります。実際に大空町の不備が 11 カ所もあったのですが、大き
なものではないですが、表示が無いなど、それについては、今後も設置者に対し
て、農協と連携して注意喚起し、周知を徹底していくということでしたが、これ
についてなんですけれど、やはり農協との連携は大事ですけれど、今後、設置す
る方もいると思うので、増えていっても、やっぱり安全対策とか取り扱いの危険
性については、町としても十分周知していただきたいと思いますが、このこと
について、再度お願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今回、不適切などいいましようか、十分でなかった 11 カ所、これはい
ずれも、表示がなかったということでありましたので、これについては、直ちに
表示をさせていただき、確認もさせていただきました。また、町営住吉牧場につ
きましては、今年、もう既に設置をしてございます。それらを含めての先ほどの
箇所数でございます。

また、当然多くは、田畑や牧場などで野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する
ために設置するわけでありますけれども、場合によっては、自宅の周辺に、何が
しかの関係で設置する方もいらっしゃるかもしれません。ですので、農業者の
方々については、農協と連携を取りながらではありますけれども、その他の町民

の方々に対する周知徹底、こういった制度というものについての事柄も必要になるのではないかと、今議員のお話を聞いていて、感じたところでございます。町の広報なども通じながら、広く町民の方にこういったものの設置に係る制限というか、基準があるということをお伝えをしてみたいと思います。

今後とも御指導いただきますようお願いいたします。

◇議 長 1 番 上地議員。

◇上地議員 二つ目の質問も、適切、的確に答えていただき、ありがとうございます。

先ほど、最後に町長は個人の方も、今後、安易に手に入るものですから、電気柵を設置すると思うので、広報とかを通じて、周知を図るということなので、ぜひこのことについては、安全性や取り扱いなど、事故ができるだけ起きないように、これについては、積極的に周知、PRなどに取り組んでいただきたいと思います。このことについては、これで質問を終了したいと思います。

続いて、三つ目に、移らせていただきます。

三つ目のシロシストセンチュウの対策についてですが、町長からも、補助の内容や機械洗浄、土壌の移動、先ほど国の言ったような対策、町でも強化していくと、今後も継続して、とりあえず土壌の感染を防ぐということも聞きましたので、これについては、防護策は、今後も重々気を付けてやっていただきたいと思いますが、あともう一つ、1点気になるのが、やはり農家の方と話をしたときにも風評被害、近隣の網走市ですけれど、近隣で起こると風評被害というか勘違いをされる方もいると思うのです。

実際に人体に問題ありませんし、大空町のジャガイモ、種類もありますけど、とてもおいしく体にも大丈夫なものではありますけれど、やはり、そういうことが起きた場合とか、今後も動向を注視して、そのことについても重々対策をしていただきたいと思いますが、このことについて、お聞かせいただきたい

◇議 長 山下町長。

◇町 長 土壌移動の制限を徹底的に行っていくということが大切であろうかと思っております。一方で、議員が御指摘のとおり、風評被害というものが非常に心配されるわけでございます。先日、別な用務ではありましたが、林農林水産大臣、中川農林水産大臣政務官、さらには北海道知事にお会いしました折、ちょうどこのシロシストセンチュウの発現が見られたという発表の後だったものですから、大変心配をされておりました。その中で、大変重大な課題であるということをしつかりと受けとめることと、一方では話を大きくし過ぎない、これは風

評被害に至らせないということが大切ではないかと、そういったことを国としても、北海道としても、対策として行っていきたいという発言をいただいたところであります。

センチュウというものは、いろいろな種類のものがあり、さまざまなものが土壌中には、生息していると言われております。

決して、その全てが農作物に悪さをすることではなく、こういったセンチュウは、ジャガイモに限って生産量を落としてしまうということが大きな問題点として挙げられているのだと、生産者側にとっては死活問題でありますけれども、このことでの食被害というものはないというようなことでありますとか、そのセンチュウの性質というようなものをしっかりと、私どもが情報発信していかなければならないのではないかと感じてございます。

マスコミの方々のいろいろな報道もございすけれども、そういった中で、しっかりと適切な表現になっていくということが有難いことだと思っております。

そんな中で、生産現場の地域といたしまして、そういった面にも、今後努力をしまいたいと考えておりますので、また、議員からの御指導もいただきますようお願いをいたします。

◇議 長 1 番 上地議員。

◇上地議員 的確に答えていただき、ありがとうございます。

町長のおっしゃるとおり、大臣を始め、非常にこのことについては、重要視しているということに力強いとは言えないですけど、本当にこのことについては、今後も動向を確認して、情報または道や各関係機関と協議をして、この問題については、対応していただきたいと思います。

あと一つ、最後になるんですが、範囲を詳しく特定する調査の方は、新聞の記事であります、結果は来年2月に改めて公表するということなので、このことについても何か情報が入ったり、今後、必要な対応策があった場合には、ぜひ不安を無くすためにも、取り組んでいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 農林水産省では、今回は抽出での調査でありましたので、もう少し範囲を広げた中で、蔓延をしていないかどうかの確認を今後行うということでございました。これについては、発表を待ちたいというふうに考えているところでございます。

一方で、どのような経路といいたいでしょうか、何が原因でそこに侵入をしたのか、

なかなかここは技術的な部分で研究機関の調査を待たなければならないわけでありすけども、過去のジャガイモシストセンチュウのときにも明確に進入経路が確認され、判明したということではなかったのではないかと思います。

今回のこのジャガイモシロシストセンチュウについても、どこまでそういったものが、明確に説明できるかどうかというところは、まだわからないのではないかと。ただ、実際にはそういう経路がわかれば対策を講じる一助になるというふうに思いますので、そういったことについて、現在、国が行っている調査などに、今後も協力をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、これは先ほども言いましたが、私どもの町では種バレイショなどを非常に多く生産している地域でもございますので、単に農業者の方々だけではなく、町民の皆さん方にも、御理解をいただきながら、土壌の移動の制限というものを地域を挙げて取り組んでいきたいと、そのように考えておりまして、こういった圃場への進入の制限などについても、広報活動を行ってまいりたいと思いますので、ぜひ、その中で、蔓延防止に努めてまいりたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

◇議 長 1 番 上地議員。

◇上地議員 最後まで、適切に答えていただき、ありがとうございます。

農業は、基幹産業であり、大変すばらしい仕事でもあります。芋とかの収穫の時期でもありますし、こういう方たちがくれぐれも困らないような形で、できるだけ町としても対策について、これからも頑張っていたきたいと思います。

これで最後の質問を終了いたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 大変ありがとうございました。

私どもの町だけではできないところもあります。国や北海道、さらには、近隣の市町村やJAの皆さん達とも力を合わせながら、蔓延防止対策を講じてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

◇議 長 これにて、上地史隆議員の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

閉会 午後 0 時 0 8 分

平成 2 7 年 第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成27年 9 月 16 日
- ・ 開 会 平成27年 9 月 16 日
- ・ 閉 会 平成27年 9 月 17 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	上	地	史	隆	7 番	齋	藤	宏	司
2 番	田	中	裕	之	8 番	松	岡	克	美
3 番	原	本	哲	己	10 番	後	藤	幸	太 郎
4 番	沢	出	好	雄	11 番	深	川		昇
5 番	品	田	好	博	12 番	近	藤	哲	雄
6 番	松	田	信	行					

2 不応招議員は次のとおりである。

9 番 小 島 一 弘

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		産業課参事
総合支所長		産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課長		建設課参事
総務課参事		住民福祉課長
住民課長		産業建設課長
福祉課長		産業建設課主幹
産業課長		総務課主幹
教育長		生涯学習課参事
生涯学習課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成27年第3回大空町議会定例会議事日程

第2号 平成27年9月17日（木） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第4 議案第54号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第5 議案第55号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第6 議案第56号 大空町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第57号 大空町地域福祉基金条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第58号 大空町農業研修生等受入施設条例制定について
- 日程第9 議案第59号 平成27年度大空町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第60号 平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第61号 平成27年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第62号 平成27年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 認定第1号 平成26年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第2号 平成26年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第3号 平成26年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第4号 平成26年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第5号 平成26年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

- 日 程 第 18 認定第 6 号 平成 2 6 年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日 程 第 19 認定第 7 号 平成 2 6 年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日 程 第 20 認定第 8 号 平成 2 6 年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日 程 第 21 発議第14号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日 程 第 22 発議第15号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
- 日 程 第 23 発議第16号 介護報酬の再改定を求める要望意見書
- 日 程 第 24 報告第10号 専決処分の報告について
- 日 程 第 25 報告第11号 平成 2 6 年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について
- 日 程 第 26 報告第12号 平成 2 6 年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日 程 第 27 報告第13号 債権の放棄について
- 日 程 第 28 報告第14号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会委員長	相馬隆
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	産業課参事	中村直樹
総合支所長	菊地教男	産業課参事	秋葉暢康
会計管理者	丹治健	建設課長	佐薙幸史
総務課長	藤田勉	建設課参事	高島清和
総務課参事	林敏美	住民福祉課長	平田義和
住民課長	山本勝栄	産業建設課長	田中信裕
福祉課長	南部猛	産業建設課主幹	漆原紀博
産業課長	伊藤裕幸	総務課主幹	松川一正

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊國夫		
生涯学習課長	佐々木徳幸	生涯学習課参事	田端久剛

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 熊谷裕幸

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 作田勝弥

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	大槻明弘
主査	土田康裕

以上のとおり報告する。

平成27年 9 月 17 日

大空町議会議長 近藤哲雄

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、平成 27 年第 3 回大空町議会定例会、第 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、5 番 品田好博議員及び 6 番 松田信行議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

大槻事務局長。

◇議会事務局長 ただいまの出席議員は、11 名であります。

小島一弘議員から欠席の旨、届け出があります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は、一覧表として配付している
とおりであります。

また、職務の都合により一部移動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 承認第 4 号

◇議 長 日程第 2 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについてを議題と
します。本件について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の 1 ページをお開き願います。

「承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第 179 条
第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこ
れを報告し承認を求める。平成 27 年 9 月 16 日提出 大空町長 山下英二」

3 ページをお開き願います。

専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成27年8月25日 大空町長 山下英二」

5ページをお開き願います。

今回の補正予算の専決処分につきましては、除雪トラックの故障に伴う修繕、及び東藻琴高等学校自動火災報知設備受信機の全損に伴う取替工事を早期に行うため、8月25日に専決処分をさせていただいたものであります。

「平成27年度大空町一般会計補正予算（第4号）

平成27年度大空町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ309万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億8,901万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年8月25日 大空町長 山下英二」

7ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正 歳入です。

18款 繰入金に309万8,000円を追加、歳入合計は、309万8,000円を追加し、81億8,901万3,000円とするものです。

8ページをお開きください。歳出です。

8款 土木費に134万4,000円を追加、10款 教育費に175万4,000円を追加、歳出合計は、309万8,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から行いますので、14ページ、15ページをお開き願います。

8款2項3目 除雪対策事業の11節 修繕料に134万4,000円を追加しています。指定管理者に貸与している除雪トラックの後輪駆動装置のギアが摩耗したため、部品の交換が必要となり、修繕に約3カ月程度の期間を要することから、早期に発注し、除雪時期までに修繕を終えなければならないため追加したものであります。

10款4項1目 東藻琴高等学校管理費の15節 自動火災報知設備受信機取替工事175万4,000円を追加しています。夏休み期間中の8月に消防用設備点検を実施しましたが、受信機の機能が動作不良となっていることが確認されました。点検事業者からは、落雷により直接の影響を受けたものではないものの、近隣での落雷により瞬間的な停電による誤動作や、許容値を超えた電圧変動により破損したのではないかと報告をいただいております。学校の消防用設備であることから、早期の取替が必要なため追加したものであります。

続きまして歳入の説明をしますので、12ページ、13ページをお開き願いま

す。

18款1項1目1節 財政調整基金繰入金に309万8,000円を追加しています。今回の財源として繰り入れるものであります。

なお、東藻琴高等学校の自動火災報知設備受信機取替に要する経費につきましては、建物災害共済の対象とならないか、現在、確認をしており、回答までに時間を要することから、対象となる場合には後日、補正予算に計上してまいりたいと考えておりますので、御了承をいただきたいと思います。

以上、専決処分にかかわります補正予算の内容について説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第3 諮問第1号

◇議 長 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 議案書の17ページをお開きいただきたいと思います。

「諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員 百武美智子が平成27年7月4日、住所変更により、退任事由が生じたので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を後任委員に

推薦することについて議会の意見を求める。

平成27年9月16日提出 大空町長 山下英二

住所、北海道網走郡大空町女満別夕陽台1丁目5番7号、氏名 北島恵子、生年月日は、昭和31年10月1日生まれでございます。北島氏は、公職等の経歴はございませんが、地域の問題解決の手助けとなるような実践活動に熱意を持ち、人権擁護委員活動についても理解のある方でございます。人権擁護委員に適任であると判断いたしましたことから、同氏を推薦申し上げたく議会の意見を求めるものでございます。本人の経歴につきましては、参考資料の1ページを御参照いただきたいと存じます。提案理由を説明させていただきましたので、御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。本件は、お手元に配付しました意見書のとおり、適任と答申したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦については、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申することに決定しました。

◎日程第4 議案第54号

◇議 長 日程第4 議案第54号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に
ついてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の19ページをお開き願います。

「議案第５４号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について 地方自治法第２８６条第１項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。平成２７年９月１６日提出 大空町長 山下英二」

変更の内容につきましては、参考資料にて説明いたしますので、参考資料の３ページをお開き願います。

議案第５４号関係 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約新旧対照表であります。北海道市町村職員退職手当組合は、市町村及び市町村の一部事務組合の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理する一部事務組合です。このたびの変更の理由は、組織構成団体の脱退加入及び規約を左横書きに改めるため変更するものであります。

改正の内容ですが、右側が変更前、左側が変更後の規約となります。変更前の別表 一部事務組合（石狩）の項中、道央地区環境衛生組合及び（渡島）の項中、南渡島青少年指導センター組合が、本年３月３１日に解散したことに伴い脱退したため削除、（十勝）の項中、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、南十勝消防事務組合が、平成２８年３月３１日に解散し、脱退するため削除、とかち広域消防事務組合の設立に伴い追加するものであります。

附則といたしまして、第１項は、この規約は地方自治法第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであり、とかち広域消防事務組合の追加規定につきましては、４ページをお開き願います。平成２８年４月１日から施行するものであります。

第２項につきましては、変更後の規約を左横書きに改める規定でございます。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

◇議 長 これから議案第５４号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更につ

いてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 54 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 55 号

◇議 長 日程第 5 議案第 55 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の 23 ページをお開き願います。

「議案第 55 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を別紙のとおり変更することについて議会の議決を求める。平成 27 年 9 月 16 日提出 大空町長 山下英二」

変更の内容につきましては、参考資料にて説明しますので、参考資料の 5 ページをお開き願います。

議案第 55 号関係 北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約新旧対照表です。北海道市町村総合事務組合は、市町村一部事務組合等の非常勤消防団員、非常勤職員などの公務上の災害に対する損害補償に関する事務、非常勤消防団の退職報償金等の支払い事務などを共同処理する一部事務組合です。

このたびの変更の理由は、組織構成団体に脱退、加入があったため変更するものであります。

改正の内容ですが、右側が変更前、左側が変更後の規約となります。変更前の別表第 1 石狩振興局の項中、道央地区環境衛生組合を削り、（16）を（15）に改め、渡島総合振興局の項中、南渡島青少年指導センター組合を削り、（17）を（16）に改め、十勝総合振興局の項中、東十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合を削り、とかち広域消防事務組合を追加し、（28）を（25）に改めるものであります。

別表第 2、1 の項中、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合を現在各組合で行っている消防団事務を平成 28 年度から、構成市町村で行うこととなったため、音更町から浦幌町までの町名に改めるものであります。

6 ページをお開き願います。

同表 9 の項中、道央地区環境衛生組合、南渡島青少年指導センター組合、東十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合を削り、とかち広域消防事務組合を追加するものであります。

附則としまして、この規約は地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであり、道央地区環境衛生組合、南渡島青少年指導センター組合の削除規定及びとかち広域消防事務組合の追加指定を除く改正規定については、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第 55 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 55 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 56 号

◇議 長 日程第 6 議案第 56 号 大空町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の 27 ページをお開き願います。

「議案第５６号 大空町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
このことについて、別紙のとおり提出する。平成２７年９月１６日提出 大空町
長 山下英二」

改正の内容につきましては、参考資料にて説明しますので、参考資料の７ページをお開き願います。議案第５６号関係 大空町個人情報保護条例の一部を改正する条例の概要であります。

今回の条例の改正の趣旨につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法といいますが、平成２５年５月に制定され、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤として、全ての国民が１人一つの個人番号、マイナンバーを持つこととなります。

個人番号は、それ以外の個人情報と比べ、強力な個人識別機能を有することから、番号法において個人番号を含む特定個人情報を従来よりも厳格な保護措置を講じることとなり、番号法第３１条において、地方公共団体は、保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、必要な措置を講じることとなりました。大空町においても、マイナンバー制度が運用されるに当たり、法の趣旨を踏まえ、厳正な管理等適切な運用を行うため、条例を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、一つとして、特定個人情報、情報提供等記録及び特定個人情報ファイルについての定義を追加します。

二つ目、番号法第２９条及び第３０条の読替規程を踏まえ、特定個人情報及び情報提供等記録の利用・提供の制限・開示・訂正・利用停止等についての規定を追加します。

三つ目、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び番号法の規定との整合性を図るものであります。

初めに、個人情報の範囲についてであります。関係条項は第１条、第３条第１項、第１１条第１項、第１４条第１項と第１５条、第２０条第１項第２号、第２１条第６項、第３１条で、改正の概要は、条例と番号法で個人情報の範囲が異なるため、条例の適用から漏れることがないように規定するものであります。

施行期日につきましては、平成２８年１月１日からとなります。

以下、施行期日が異なる場合の項目のみ施行期日を説明したいと思います。

次に、定義についてであります。関係条項は第２条で、改正の概要は、行政機関個人情報保護法における個人情報の定義と整合性を図ること。

８ページをお開き願います。番号法における特定個人情報、情報提供等記録、及び特定個人情報ファイルについての定義を追加するものであります。

特定個人情報とは、個人番号含む個人情報、提供等記録等は、特定個人情報を情報提供ネットワークシステムで受け渡しをした記録、特定個人情報ファイルと

は、特定個人情報をデータ管理しているファイルを指すものであります。

次に、特定個人情報保護評価についてであります。

関係条項は、第6条の2で、改正の概要は、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定により、特定個人情報を取扱う事務の内容、個人番号を利用するシステム根拠法令で対象者数等を把握し、情報漏えいの発生を軽減させるため、適切な措置を講じ、権利の保護に取り組むことを宣言し、公表するために行う特定個人情報保護評価について、大空町情報公開及び個人情報保護審査会の意見を聞くことを規定するものであります。

なお、特定個人情報保護評価は、対象者数が1,000人以上の事務が該当となっておりまゝです。

施行期日につきましては、公布の日からとなります。

次に、特定個人情報の適用除外ですが、関係条項は、第8条、第9条、第18条第1項で、改正の概要は、番号法第29条第1項の読替規定により適用除外を規定するものであります。

第8条の利用の制限では、次条追加して特定個人情報に関する事業の制限を規定します。

第9条の提供の制限では、番号法第19条の規定が適用となります。

第18条第1項の削除の請求では、次条を追加し、特定個人情報に関する削除の請求を規定するものであります。

また、関係条項第27条ですが、行政機関、個人情報保護法第25条に規定する適用除外を規定するもので、第1項に特定個人情報の開示の適用除外を規定し、第2項には、適用除外とならない訂正・削除等の取扱いについて追加するものであります。

次の特定個人情報の利用制限、第8条の2関係ですが、特定個人情報の適用除外で説明しましたので省略をさせていただきます。

次に、本人に代わっての開示請求ですが、関係条項は第14条第2項、第3項で、改正の概要は、行政機関個人情報保護法第12条第2項の規定を盛り込むもので、第2項は、特定個人情報を除く個人情報の開示の請求とし、第3項に特定個人情報に関する開示の請求を新たに追加し、本人に代わっての請求ができることを規定するものであります。

次に、第14条第3項の準用規定追加に伴う改正ですが、関係条項は、第17条第2項、第18条第2項、第19条第2項で、改正の概要は、準用元となります第14条第3項は、法定代理人または本人の委任による代理人が本人に代わって特定個人情報の開示請求ができることを規定しております。

第17条第2項の訂正の請求、第18条第2項の削除の請求、第19条第2項の利用等の中止について、準用することを追加するものであります。

次に、特定個人情報の利用停止の請求ですが、関係条項は第19条の2で、改正の概要は、行政機関個人情報保護法第36条の規定を追加するものであります。

続きまして、9ページを御覧いただきたいと思います。

第19条の2の追加に伴う改正ですが、関係条項は第20条、第21条第1項、第22条第5項で、改正の概要は、個人情報の利用停止の請求について、それぞれ追加するものであります。

次に、情報提供等記録の適用除外ですが、関係条項は第20条第1項第2号で、改正の概要は、略称規定の開示等に個人情報の利用停止も含まれており番号法第30条では、情報提供と記録について、利用停止の請求が除かれていることから、適用除外について規定するものであります。

次に、開示請求に係る代理人ですが、関係条項は第20条第2項で、改正の概要は、代理人に関する規定については、第14条第2項と新たに第3項を追加したことから、条項追加をするため、改めるものであります。

次に、開示等の請求に対する決定等ですが、関係条項が第21条第1項で、改正の概要は、行政機関個人情報保護法第19条第1項、第31条第1項、第40条第1項の規定に準じ開示等の請求の提出を受けた場合の決定までの期間について、規定するものであります。

次に、個人情報の区分の定めですが、関係条項は第22条第2項で、改正の概要は、第1号が文書等に記録されている個人情報、第2号が磁気ディスク等に記録されている個人情報について説明を規定しているもので、それぞれ個人情報の次に、一字空白を設けるため、改めるものであります。

次に、開示方法の追加ですが、関係条項は、第22条第2項第2号で、改正の概要は、行政機関個人情報保護法第24条第1項の改正に伴い、磁気ディスク等に記録されている個人情報については、情報化の進展状況等を勘案し、実施機関が定める方法により開示できることを規定するものであります。

次に、情報提供等記録の提供先への通知ですが、関係条項は第22条の2で、改正の概要は、行政機関個人情報保護法第35条の規定により、情報提供等記録の訂正の請求を受け、訂正を決定した場合は、総務大臣、情報紹介者等へ書面により通知する内容を追加するものであります。

施行期日は、番号法附則第1条第5号に掲げる施行の日で番号法公布の日、平成25年5月31日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日というふうになってございます。

次に、誤記載の修正として第26条第2項で、審議会と規定しておりますが、これは大空町情報公開及び個人情報保護審査会の略称で審査会が正しいため修正するものであります。

附則といたしまして、第1項には施行期日を規定しており、施行日は、番号法

第1条第4項に規定する施行の日。これにつきましては、平成28年1月1日となります。

第1号として、第6条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行、第2号として、第22条の次に1条を加える改正規定は、番号法附則第1条第1号に掲げる施行の日とするものであります。

第2項は、経過措置を規定しており、この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用は、従前の例によることとするものであります。

10ページから19ページまでは新旧対照表を掲載してございます。御参照をいただきたいと思います。

以上、提案理由について説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号 大空町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 大空町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第57号

◇議 長 日程第7 議案第57号 大空町地域福祉基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書 35 ページをお開き願います。

「議案第 57 号 大空町地域福祉基金条例の一部を改正する条例制定について
このことについて、別紙のとおり提出する。平成 27 年 9 月 16 日提出 大空町
長 山下英二」

37 ページは、改正条文でございます。

改正の内容につきましては、定例会参考資料 21 ページの概要により説明いたしますので、お開きください。なお、22 ページには新旧対照表も載せてございます。

議案第 57 号 大空町地域福祉基金条例の一部を改正する条例の概要、今回の改正におきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保、推進するための、関係法律の整備に関する法律が平成 26 年制定され、地域における効率的かつ効果的な医療供給体制の確保を目指して医療法が改正されたところでございます。その改正の趣旨は、医療機関が医療機能として、高度急性期、急性期、回復期、慢性期等の病床数を報告し、都道府県がそれをもとに地域の医療提供体制の将来あるべき姿として、地域医療構想を二次医療圏ごとに作成することとなっております。高齢者の増加により医療のあり方も治す医療から支える医療に変化させていくことや、地域の実情に応じた病床数の確保が必要となり、地域医療の確保と安定化を図ることがますます重要となることから、そのための対応とするために、大空町地域福祉基金条例の一部を改正するものでございます。

改正につきましては、条例の表題に医療を加えまして、大空町地域福祉・医療基金条例と改め、第 1 条の設置におきましては、健康福祉の増進に医療の確保と安定化を加え、大空町地域福祉・医療基金と名称を改めるものでございます。

施行の期日は、公布の日からとして、経過措置としましては、この条例の施行の日の前日までに改正前の大空町地域福祉基金条例の規定により積み立てられた現金、有価証券等は、それぞれこの条例により積み立てられた基金とみなすこととしております。

以上、提案理由の説明を申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◇議 長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第５７号 大空町地域福祉基金条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号 大空町地域福祉基金条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第５８号

◇議 長 日程第８ 議案第５８号 大空町農業研修生等受入施設条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中産業建設課長。

◇産業建設課長 議案書の３９ページをお開き願います。

「議案第５８号 大空町農業研修生等受入施設条例制定について このことについて、別紙のとおり提出する。平成２７年９月１６日提出 大空町長 山下英二」

議案書４１ページをお開き願います。初めに条例制定の趣旨について、御説明申し上げます。

地域の活性化と農業の振興を図るため、農業体験などによる都市住民との交流や農業研修生実習生を受け入れるための、宿泊滞在施設、木造２階建て１棟６戸が本年１１月末に東藻琴山園地区に完成予定でありますことから、当該施設の設置条例を制定するものでございます。

続きまして、条例の内容について御説明申し上げます。第１条の設置につきましては、ただいま御説明申し上げましたとおり、農業体験などによる都市住民との交流や農業研修生実習生を受け入れるための宿泊滞在施設を確保し、地域の活性化と農業の振興を図るために設置するものでございます。

第２条は、名称及び位置でございます。施設の名称は、大空町農業研修生等受入施設とし、位置は旧山園小学校グラウンド、現在の山園ふるさとセンターに隣接する広場となっております東藻琴末広６２番地の２でございます。

第３条は、対象者でございます。受入施設を使用できる者は、大空町内で農業を体験、研修または実習する者で、単身者である者としておりまして、第４条の

使用の許可で、町長の許可を受けなければならないこととしております。また、第5条では使用の制限の規定を設けております。施設の使用料につきましては、第6条に規定してございます。

42ページをお開きください。第6条第2項で、使用料の額は、別表により算定して得た金額としておりまして、45ページの別表に記載のとおり、1戸当たり、1箇月未満の短期滞在に当たっては、1泊当たり2,160円、1箇月以上の長期滞在型にあっては、1箇月当たり3万2,400円と定めております。短期滞在につきましては、女満別のメルヘン公園にございます類似施設の新規就農者技術習得管理施設の単身者向けと同額、長期滞在につきましては、同施設や大空町単身者住宅の月額使用料、家賃を参考にして決定いたしました。

42ページに戻っていただきまして、第6条第4項には、使用料の減免。第7条には、使用料の還付規定を設けております。

第8条から43ページの第12条までは、使用者における目的外使用等の禁止、使用許可の取消し等と費用負担の義務、現状回復の義務などの規定を設け、施設の適正な管理運営に努めていくこととしております。

第15条から44ページの第17条までは、指定管理者関連の規定でございます。第15条では、施設の管理運営上必要があると認めたときは、指定管理者に管理を行わせることができることとし、43ページ下段から44ページ上段にかけての表に記載のとおり、条文字句の組み組替規定を設けております。

第16条では、指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金の取扱いなどについて規定し、第17条では、指定管理者が行う業務について規定してございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年12月10日から施行することとしております。

なお、お手元に配付してございます参考資料の23ページから29ページに同条例施行規則を掲載してございます。規則では、条例の施行に関し必要な事項を定めており、使用許可の申請、使用の許可、使用者の遵守事項のほか、申請書、許可書等の様式を定めておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、条例制定の提案理由につきまして御説明申し上げましたので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

◇議 長 討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第５８号 大空町農業研修生等受入施設条例制定についてを採決
します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第５８号 大空町農業研修生等受入施設条例制定については、
原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで１０分間休憩します。

休憩 午前１０時４７分
再開 午前１０時５６分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第９ 議案第５９号

◇議 長 日程第９ 議案第５９号 平成２７年度大空町一般会計補正予算（第５
号）議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の４７ページをお開き願います。

「議案第５９号 平成２７年度大空町一般会計補正予算（第５号）」

平成２７年度大空町一般会計補正予算第５号は、次に定めるところによる。歳
入歳出予算の補正 第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億８１万
３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８４億８，９８２万６，
０００円とする。第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額、
並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。
地方債の補正 第２条 地方債の変更及び廃止は、「第２表 地方債補正」によ
る。平成２７年９月１６日提出 大空町長 山下英二」

４８ページをお開きください。第１表 歳入歳出予算補正 歳入です。

１款 町税に７３９万４，０００円を追加、１０款 地方交付税に３億５，７
８７万３，０００円を追加、１４款 国庫支出金に３，４２７万７，０００円を

追加、15款 道支出金に1,024万9,000円を追加、16款 財産収入から41万4,000円を減額、18款 繰入金から1億1,806万3,000円を減額、20款 諸収入に1,265万6,000円を追加、21款 町債から315万9,000円を減額、歳入合計は3億81万3,000円を追加し、84億8,982万6,000円とするものです。

49ページになります。歳出です。

1款 議会費に7万9,000円を追加、2款 総務費に7,907万5,000円を追加、3款 民生費に1億7,823万8,000円を追加、4款 衛生費に4,102万6,000円を追加、6款 農林水産業費に837万8,000円を追加、7款 商工費から148万1,000円を減額、8款 土木費から300万円を減額、10款 教育費から403万2,000円を減額、12款 職員給与費に253万円を追加、歳出合計は、3億81万3,000円を追加し、歳入合計と同額とするものであります。

50ページをお開き願います。第2表 地方債補正 1変更です。

基幹病院医療環境等充実事業債は、限度額5,000万円に3,000万円増額し、8,000万円に変更しています。大空町基幹病院医療環境等充実事業補助金交付要綱に基づく、基幹病院への助成に対する財源として過疎債のソフト事業分を借入れしております。現在、基幹病院が負担している補助対象経費が町の要綱で定めている補助限度額を大きく超えている状況にあることから、実態に合うよう要綱を見直し、限度額を引き上げ、補助金の増額を図るため、財源とする地方債も増額するものであります。

農業研修生等受入施設整備事業債は、限度額7,640万円から2,340万円減額し、5,300万円に変更しています。国庫補助金の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金が対象となったことから、減額するものであります。

都市公園整備事業債は、限度額9,640万円から140万円減額し、9,500万円に変更しています。国の社会資本整備総合交付金の内示に伴い、その配分内で事業調整を行った結果、実施予定でありました女満別運動公園、木道改修工事実施設計業務については、延伸したことから、減額するものであります。

スクールバス整備事業債は、限度額2,830万円から690万円減額し、2,140万円に変更しています。事業費の確定、国庫補助金の内示が増額となったことにより減額するものであります。

臨時財政対策債は、限度額2億4,061万1,000円に、3,554万1,000円増額し、2億7,615万2,000円に変更しています。算定の結果、当初見込みより増額となったため変更するものであります。

2廃止です。

河川維持管理事業債は、千草藻琴川支流河川の整備に要する財源として過疎債

のソフト事業分の借入れを見込んでおりましたが、国、北海道より河川整備事業については、過疎地域の自立につながる事業ではないとの判断から、適債事業として認められなかったため廃止するものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので、58ページ、59ページをお開き願います。1款1項1目 議会運営費の8節、模擬議会議員報償費に6万円、11節 食糧費1万2,000円、12節 新聞折込料に7,000円を追加しています。町民の方に行政や議会の関心、理解を深めていただくとともに、御意見等、今後のまちづくりに生かしていくため、模擬議会を開催するもので、開催に要する経費について追加するものであります。

2款1項1目 総務一般事務費の22節 損害賠償金に67万6,000円を追加しています。7月13日付けで専決処分しました防風保安林の倒木により墓石冊破損に伴う損害賠償金20万5,000円と、7月21日に発生しましたしらかば公営住宅での漏電事故により、入居者の家電製品に損害を与えた賠償金47万円、あわせて67万6,000円を追加するものであります。

同じく、行政改革推進事業の1節 行政改革推進委員会委員報酬に4万6,000円を追加しています。昨年度開催しました委員会の中で、委員の改選もあり、行政改革にかかわる内容、状況等について、時間をかけて説明を受けたいとの意見をいただいたことから、平成27年度においても開催したため、委員報酬に不足を生じることから追加するものであります。

7目 企画振興一般事務費の13節 要請要望活動資料作成委託料に50万円を追加しています。今後、国等への要請・要望活動に必要な資料作成のため追加するものであります。

8目 総合支所庁舎管理費の11節 修繕料に21万6,000円を追加しています。庁舎内の芝生にあります藤棚の張りが一部折れていることから、冬を迎える前に修繕する必要があるため追加するものであります。

9目 地域振興基金積立金の25節 積立金に7,161万2,000円を追加しています。今後の地域振興を図る事業の財源として活用するために積立てさせていただくものであります。

10目 家庭用除雪機購入補助金の19節 補助金に604万3,000円を追加しています。家庭用除雪機購入補助金につきましては、平成26年度国の補正予算による地域消費喚起生活支援型交付金事業として繰越予算において実施していますが、応募が56件、22件を採択、34件が採択となりませんでした。冬季間の生活道路等の環境整備を図るもので、平成28年3月までの事業としてことから、採択とならなかった34件分の補助金について追加するものであります。

11目 地域自治振興事業の9節 普通旅費に31万9,000円を追加して

います。豆類調整施設整備等に向けた要請活動が必要となるため追加するものがあります。

4項2目 北海道知事・北海道議会議員選挙費の1節 報酬から15万4,000円、7節 賃金から10万8,000円、12節 役務費から1万9,000円、13節 委託料から5万6,000円、総額33万7,000円を減額しています。事業費の確定に伴う執行残によるものであります。

60ページ、61ページをお開き願います。3款1項1目 地域福祉基金管理費の25節 積立金から87万3,000円を減額しています。議案第57号でお認めいただきました地域福祉基金条例の題名改正に伴い、基金の名称が改められることから、同様に予算の名称も改めるため、今後の支出分について減額するものであります。

同じく、子育て世帯臨時特例給付金給付事業の19節 給付金に18万円を追加しています。平成26年度は、給付の対象とならなかった非課税世帯の児童について、平成27年度は給付の対象となったことから、必要な児童数分について追加するものであります。

同じく、地域福祉医療基金管理費の25節、積立金に1億7,445万9,000円を追加しています。先ほど説明しました地域福祉基金積立金から名称変更に伴う積立てで、寄附金による積立て分42万円、預金利子分については、額が確定していることから、利子分3万9,000円、新たな積み立て分としまして、今後、大空町医療計画期間における基幹病院への医療環境等充実事業補助金の財源を確保するため、今回、積み立てをさせていただくものであります。

2目 老人福祉費については、補正額がありませんが、緊急通報システムの購入に地域福祉基金を充当しており、名称変更に伴い、今回は減額し、新たに、地域福祉・医療基金を同額充当するため、金額の増減がありませんが、特定財源の補正によるため記載となっております。

3目 障害者福祉施設運営事業の11節 修繕料に55万1,000円を追加しています。先ほど承認第4号で、東藻琴高等学校の落雷の影響を受け、工事請負費を追加したものと同様で、落雷による直接の影響ではありませんが、瞬間的な停電等により、設置してありますスプリンクラー設備が誤作動し、配水管内に水が溜ってしまっていることから、冬季間の凍結防止のために水抜きを行うものであります。なお、修繕に係る経費につきましては、建物災害共済の対象とならないか、現在確認をしており、対象となる場合につきましては、後日、補正予算に計上したいと考えておりますので、御了承願いたいと思います。

同じく、障害者総合支援事業の23節、前年度障害者自立支援給付費負担金返還金に321万6,000円、前年度障害児施設給付費等負担金返還金17万4,000円、前年度障害者自立支援医療給付費負担金返還金に4万9,000円、

前年度地域生活支援事業費補助金返還金に22万5,000円を追加しております。平成26年度事業の精算により国及び北海道へ返還する分を追加するものがあります。

2項2目 養育医療給付事業の23節 前年度養育医療給付事業負担金返還金に24万5,000円を追加しています。平成26年度事業の精算により国、北海道への返還分を追加するものであります。

3目 保育所費については、補正額はありませんが、特定財源であります国庫支出金の変更に伴い、現在予算計上しています子育て支援交付金から600万円減額し、特例保育給付負担金を同額増額するため、金額の増減はありませんが、特定財源の補正によるものであります。

4目 児童センター、児童クラブ等管理運営費の23節 前年度子育て支援交付金返還金に1万2,000円を追加しています。平成26年度事業の精算により国、北海道への返還分を追加するものであります。

4款1項1目 女満別中央病院医療環境等充実事業の19節 補助金に4,102万6,000円を追加しています。この補助金は、補助金交付要綱において、対象事業区分ごとの補助基準により経費の2分の1、または3分の2以内で、区分ごとに限度額を設け、補助金額を算出していますが、基幹病院が負担している区分ごとの経費は、限度額を大きく超える状況となっていることから、補助基準に定める限度額の引き上げを行い、基幹病院の医療体制の確保、医療環境の充実整備を支援し、町民の保健医療介護福祉の向上を図るため追加するものであります。

62ページ、63ページをお願いします。6款1項3目 農業振興一般事務費の4節 臨時職員社会保険料に12万1,000円、7節 臨時職員賃金に86万7,000円、9節 普通旅費に47万円を追加しています。豆類調整施設整備に向けた事務処理のため臨時職員を雇用する経費と事業協議等に要する旅費について、追加するものであります。

4目 町営牧野管理費の13節 オニアザミ駆除委託料から205万2,000円、ワラビ駆除委託料から61万2,000円を減額しています。農業農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るため、活動しています広域活動組織で事業を実施したことから、町の予算は執行しないため減額するものであります。

5目 農業農村多面的機能支払交付金事業の19節 交付金に796万8,000円を追加しています。地域の創意工夫に基づく多面的機能の増進を図る事業の実施により、交付金の単価が6分の5から6分の6に増加されたため追加するものであります。

7目 網走川地区国営造成施設管理体制整備促進事業の19節 補助金に161万6,000円を追加しています。北海道へ要望していました豊住排水機場の

屋根腐食に伴う塗装について、予算の調整ができたことから、追加するものであります。

7 款 1 項 2 目 観光協会補助金の 1 9 節 補助金から 1 2 2 万 1, 0 0 0 円を減額しています。4 月 1 日付け職員の人事異動により、観光協会の職員を派遣したことに伴い、事務局長にかかわる人件費分を減額するものであります。

同じく、藻琴山温泉芝桜公園管理運営費の 1 3 節 井水管清掃業務委託料から 2 6 万円を減額しています。井水送水管に付着した藻を除去するため、予算を計上しておりましたが、温浴施設利用開始前に井水槽及び貯水槽の清掃作業時、井水送水管の清掃も実施したところ、藻を除去することができたことから、予算の執行を要しないため減額するものであります。

8 款 2 項 3 目の除雪対策費及び 3 項 1 目の河川総務費については、補正額がありませんが、特定財源であります公共施設等整備基金繰入金の取りやめ、地方債の廃止による国税特定財源の補正によるものであります。

5 項 2 目 都市公園整備事業の 1 3 節 女満別運動公園木道改修工事実施設計委託料から 3 0 0 万円を減額しています。地方債の補正で説明しましたが、国の社会資本総合整備交付金の内示額の範囲内で事業調整を行い、本事業については、延伸としたため減額とするものであります。

1 0 款 1 項 2 目 学校教育施設建設基金積立金の 2 5 節 積立金に 2 0 5 万 6, 0 0 0 円を追加しています。ふるさと応援寄附のあった 8 1 件分を積み立てるものであります。

6 4 ページ、6 5 ページをお開きください。3 項 1 目 東藻琴中学校管理費の 1 5 節 消火栓ポンプ取替工事から 2 4 万 7, 0 0 0 円を減額しています。事業費の確定に伴う執行残によるものであります。

同じく、防火水槽修繕工事に 5 6 万 2, 0 0 0 円を追加しています。機械室に設置してあります防火水槽内へ水が染込み融雪時や大雨時には機械室内に水が溢れ出すことから、補修を行うため追加するものであります。

3 目 スクールバス運行事業の 1 8 節 スクールバスから、5 5 6 万 1, 0 0 0 円を減額しています。事業費の確定に伴う執行残によるものであります。

5 項 1 目 女満別幼稚園管理費の 4 節 嘱託職員社会保険料から 1 2 万 8, 0 0 0 円、7 節 嘱託教諭賃金から 8 9 万 6, 0 0 0 円減額しています。育児休業を取得していた職員が、期間満了前に復帰することとなったため、代替として予算計上していた嘱託職員分について減額するものであります。

6 項 3 目 芸術文化振興事業費については、補正額はありませんが、特定財源であります公共施設等整備基金繰入金の取りやめにより、特定財源の補正によるものであります。

7 項 2 目 スキー場管理費の 1 1 節 燃料費に 1 万 1, 0 0 0 円、光熱水費に

3万1,000円、13節 スキー場管理業務委託料に14万円を追加しております。現在、月曜日、金曜日と土曜日の午前中は、リフトの運行を休業していますが、利用者から運行についての要望が多いこと、利用者が減少傾向にあることから、利用者の増加を図るため、金曜日の夜間と土曜日の午前中にリフトを運行することとし、必要な経費について、追加するものであります。

12款1項1目 職員給与費の2節 一般職給に216万7,000円、3節 一般職手当に15万円、4節 共済費に21万3,000円を追加しています。休職者1名、育児休業者1名が復帰することから、2名の人件費を追加するものであります。なお、時間外勤務手当69万5,000円の減額につきましては、2名の復帰に伴うものが19万8,000円の増額、北海道知事、北海道議会議員選挙費に伴うものが89万3,000円の減額で差し引き69万5,000円の減額となっております。

続きまして、歳入です。歳入の説明をしますので、54ページ、55ページをお開き願います。1款1項1目1節 町民税、個人の現年度課税分で所得割額に760万6,000円を追加しています。主に資産の譲渡所得が当初見込みより多かったことから増額となるものであります。

同じく2項1目1節 固定資産税の現年度課税分で土地に23万7,000円を追加しております。宅地への地目変更による評価額の増によるものであります。家屋には、225万3,000円を追加しております。新築家屋の増によるものであります。

償却資産からは、41万4,000円を減額しております。償却資産の廃止等によるものであります。

同じく3項1目1節 軽自動車税の現年課税分で、原動機付自転車から40万7,000円、軽自動車等から188万1,000円を減額しています。主に平成27年度税制改正により、2輪車及び小型特殊自動車等の税率引上げを1年延期したことによる減額であります。

10款1項1目1節 地方交付税に3億5,787万3,000円を追加しております。普通交付税の確定によるものであります。当初予算編成時は、地方財政計画において、前年度と比較し、地方交付税総額で約0.8%の減額、また、前年度大空町では、約4億円の財政需要額に算入されていました歳出特別枠が約3割減額となるなどの要因があったことから、交付税の算定を厳しく行い、前年度当初予算から、7,170万8,000円、2%の減、34億5,351万円で見込んだところです。

本年7月の交付税算定におきまして、歳出特別枠では、前年度より約5,000万円、13.3%の減にとどまるなど、普通交付税全体では、前年度と比較し1,631万4,000円の減額となりました。当初見込み額から、3億5,7

87万3,000円の増額となり、普通交付税では38億1,138万3,000円となっております。

14款1項2目3節 特例保育給付負担金に400万円を追加しています。国の補助金の変更に伴い、前年度までは、子育て支援交付金で算定されておりましたへき地保育所運営に係る補助金が負担金へ移行となったことから、追加するものであります。なお、金額には変更はございません。

2項2目1節 子育て世帯臨時特例給付金給付事業補助金に18万円を追加しています。歳出で説明しましたように、非課税世帯の児童が平成27年度からは、給付の対象となったことから、必要な児童数分について追加するものであります。

同じく3節です。子育て支援交付金に270万5,000円の追加、放課後児童対策事業補助金から348万5,000円を減額しています。国の補助金の変更に伴い、子育て支援交付金では、へき地保育所運営分が負担金へ移行となり、400万円の減額、新たに幼稚園の一時預かり事業にかかわる補助金、322万円が増額、児童センター・児童クラブ運営分の補助金である下段の放課後児童対策事業補助金がなくなり、子育て支援事業へ移行し、348万5,000円が増額、子育て支援交付金は、270万5,000円が追加となるものであります。

同じく2節、へき地児童生徒援助費補助金に73万円を追加しています。スクールバス購入に係る補助金の内示が増額されたため追加するものであります。

5目1節 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に3,164万7,000円を追加しています。地域振興施設整備事業に700万8,000円、農業研修生等受入施設整備事業に2,463万9,000円の補助金の交付決定があったことから追加するものであります。

4項1目1節 都市公園事業交付金から150万円を減額しています。歳出で御説明しましたが、社会資本整備総合交付金の内示額の範囲内で事業調整を行い、本事業については、延伸としたため減額するものであります。

15款1項1目1節 特例保育給付負担金に200万円を追加しています。国庫負担金でも説明しましたが、国の補助金の変更に伴い、子育て支援交付金で算定されておりましたへき地保育所運営にかかわる補助金が負担金に移行となったことから追加するものであります。こちらも同様に金額の変更は、ございません。

2項1目1節 土地利用規制等対策事業交付金に7,000円を追加しています。補助金の交付決定に伴い追加するものであります。

2目4節、放課後児童対策事業補助金から348万5,000円の減額、子育て支援交付金に470万5,000円を追加しています。国庫補助金でも説明しましたが、国の補助金の変更によるもので、児童センター・児童クラブ運営の補助金である放課後児童対策事業補助金348万5,000円が子育て支援交付金へ移行し、子育て支援交付金では、へき地保育所運営分が、負担金へ移行と

なり 200 万円が減額、新たに幼稚園の一時預かり事業にかかわる補助金 322 万円が増額となり、差し引き 470 万 5,000 円が追加となるものであります。

4 目 1 節 国営造成施設管理体制整備促進事業補助金に 121 万 2,000 円を追加しています。豊住排水機場の屋根の補修に対する道の補助金を追加するものであります。同じく、農業農村多面的機能支払交付金 597 万 7,000 円を追加しています。多面的機能の増進を図る事業の実施により、交付金の単価増加に伴う道の補助金を追加するものであります。

56 ページ、57 ページをお開き願います。3 項 1 目 4 節 北海道知事・北海道議会議員選挙委託金から 16 万 7,000 円を減額しています。事業費の確定に伴い減額するものであります。

16 款 1 項 2 目 1 節 地域福祉基金預金利子から 45 万 3,000 円を減額しています。基金の名称変更に伴い、今後の歳入分について減額するものであります。同じく、地域福祉・医療基金預金利子に 3 万 9,000 円を追加しています。基金の名称変更に伴う今後の歳入分について、追加するものであります。

18 款 1 項 1 目 1 節 財政調整基金繰入金から 1,444 万 5,000 円、及び 4 目 1 節 公共施設等整備基金繰入金から 1 億 2,361 万 8,000 円を減額しています。今回の地方交付税の増額などの計上に伴う財源調整の結果、財政調整基金及び公共施設等整備基金の取崩しをしなくてよくなりましたので、減額するものであります。

2 目 1 節 地域福祉基金繰入金から 726 万 8,000 円を減額しています。基金の名称変更に伴い、今後の繰入れ分について減額するものであります。

6 目 1 節 地域福祉・医療基金繰入金に 2,726 万 8,000 円を追加しています。基金の名称変更に伴い、今後の繰入れる 726 万 8,000 円と、改める女満別中央病院医療環境等充実事業補助金の増額に伴う財源として 2,000 万円、あわせて 2,726 万 8,000 円を追加するものであります。

20 款 4 項 10 目 1 節 損害賠償保険金に 20 万 5,000 円を追加しています。歳出で説明しました防風保安林の倒木により墓石柵破損に伴う損害賠償金に係る保険金の追加であります。なお、しらかば公営住宅での漏電事故による賠償については、後日、請求により保険が判明しますので、確定となり次第、補正予算に計上してまいりたいと考えております。

同じく、前年度介護保険事業勘定特別会計繰出金返還金に 253 万 2,000 円、前年度障害者医療費負担金精算金に 1 万 7,000 円、前年度国民健康保険事業特別会計繰出金返還金に 937 万 2,000 円、前年度児童手当国庫負担金精算金に 3 万 2,000 円、前年度児童手当道負担金精算金に 6,000 円を追加しております。それぞれ年度事業の確定により返還金、清算金が収入となるも

のであります。

21 款の町債につきましては、第2表で説明したとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号 平成27年度大空町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 平成27年度大空町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第60号

◇議 長 日程第10 議案第60号 平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書71ページでございます。

「議案第60号 平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,590万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ

13億3,454万1,000円とする。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月16日提出 大空町長 山下英二」

73ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正 歳入です。

9款 繰越金に2,590万4,000円を追加しまして、歳入合計は、13億3,454万1,000円とするものです。

74ページ、歳出を御覧ください。

10款 諸支出金に2,590万4,000円を追加しまして、歳出合計は、歳入合計と同額にするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

歳出より説明しますので、80ページ、81ページをお開き願いたいと思います。10款1項3目23節 償還金利子及び割引料ですが、前年度国庫支出金返還金に1,425万8,000円の追加、前年度療養給付費交付金返還金に150万4,000円の追加、前年度一般会計繰入金返還金に937万2,000円の追加、前年度特定健康診査等負担金返還金に77万円の追加でございます。いずれも平成26年度事業費の額の確定に伴う返還金でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。78ページ、79ページをお開き願います。

9款1項1目1節 前年度繰越金に2,590万4,000円の追加で、前年度の繰越金を計上するものでございます。

以上、補正予算内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

◇議 長 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありません

か。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 60 号 平成 27 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 議案第 61 号

◇議 長 日程第 11 議案第 61 号 平成 27 年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書 83 ページでございます。

「議案第 61 号 平成 27 年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」

平成 27 年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 780 万 4,000 円とする。第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。平成 27 年 9 月 16 日提出 大空町長 山下英二」

85 ページをお開き願います。第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入です。

3 款 繰越金に 30 万円を追加しまして、歳入合計は、1 億 780 万 4,000 円とするものでございます。

86 ページでございます。歳出です。

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金に 30 万円を追加しまして、歳出合計は、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明しますので、92、93 ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目 19 節 後期高齢者医療広域連合納付金に 30 万円の追加です。本年 4 月から 5 月の出納整理期間中に納付された前年度保険料を追加するものでございます。

続きまして、歳入の説明をします。90 ページ、91 ページをお開き願います。

3 款 1 項 1 目 1 節 前年度繰越金に 30 万円の追加でございます。前年度の繰越金を計上するものでございます。

以上で補正予算の内容につきまして、御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号 平成27年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 平成27年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第62号

◇議 長 日程第12 議案第62号 平成27年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書95ページでございます。

「議案第62号 平成27年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)」

平成27年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ532万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,055万9,000円とする。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月16日提出 大空町長 山下英二」

97ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正 歳入です。

4款 支払基金交付金に296万3,000円を追加、5款 道支出金に53万9,000円を追加、8款 繰越金に182万7,000円を追加しまして、歳入合計は、532万9,000円を追加し、7億2,055万9,000円とするものです。

98ページ、歳出です。

4款 基金積立金に33万7,000円を追加、5款 諸支出金に499万2,000円を追加しまして、歳出合計は、532万9,000円を追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明いたしますので、104ページ、105ページをお開き願います。

4款1項1目25節 介護保険基金積立金ですが、今回の補正予算の財源調整として、33万7,000円を追加するものです。

5款1項2目23節 前年度一般会計繰入金返還金として253万2,000円の追加、前年度介護給付費負担金返還金として、86万7,000円の追加、前年度地域支援事業交付金返還金として、158万7,000円の追加、前年度介護保険システム改修事業補助金返還金として6,000円の追加で、いずれも平成26年度事業費の額の確定に伴う返還金でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので102、103ページをお開き願います。

4款1項1目2節 過年度分介護給付費交付金として、296万3,000円の追加です。前年度事業の実績に基づき、精算により追加するものです。

5款1項1目2節 過年度分介護給付費負担金として、53万9,000円の追加です。これも、前年度事業の実績に基づき精算により追加するものでございます。

8款1項1目1節 前年度繰越金に182万7,000円の追加です。前年度の繰越金を計上するものでございます。

以上、補正予算内容につきまして御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 6 2 号 平成 2 7 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 2 号 平成 2 7 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで昼食のため休憩します。

再開は午後 1 時とします。

休憩 午前 1 1 時 5 0 分

再開 午後 1 時 0 0 分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 1 3 認定第 1 号から日程第 2 0 認定第 8 号

◇議 長 「日程第 1 3 認定第 1 号 平成 2 6 年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について」から「日程第 2 0 認定第 8 号 平成 2 6 年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの 8 件を一括議題とします。

本件について、日程の順序により、順次提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の 1 0 7 ページをお開き願います。

「認定第 1 号 平成 2 6 年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 6 年度大空町一般会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成 2 7 年 9 月 1 6 日提出 大空町長 山下英二」

平成 2 6 年度大空町一般会計歳入歳出決算書の 1 0 ページをお開き願います。

決算書の実質収支に関する調書の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。初めに、一般会計の実質収支に関する調書、1 歳入総額 7 9 億 9, 1 5 9 万 2, 0 0 0 円、2 歳出総額は、7 8 億 5, 9 7 4 万円、3 歳入歳出差引額

1億3,185万2,000円、4翌年度へ繰越すべき財源 繰越明許費繰越額 1,187万9,000円、5実質収支額 1億1,997万3,000円であります。

次に、議案書の109ページをお開き願います。

「認定第2号 平成26年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成27年9月16日提出 大空町長 山下英二」

決算書の102ページをお開き願います。

実質収支に関する調書、1歳入総額 11億5,994万7,000円、2歳出総額 11億3,404万2,000円、3歳入歳出差引額 2,590万5,000円、5実質収支額 2,590万5,000円であります。

次に、議案書の111ページをお開き願います。

「認定第3号 平成26年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成27年9月16日提出 大空町長 山下英二」

決算書の130ページをお開き願います。

実質収支に関する調書 1歳入総額 1億687万円、2歳出総額 1億656万9,000円、3歳入歳出差引額 30万1,000円、5実質収支額 30万1,000円であります。

次に、議案書の113ページをお開き願います。

「認定第4号 平成26年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成27年9月16日提出 大空町長 山下英二」

決算書の144ページをお開き願います。

実質収支に関する調書、1歳入総額 7億397万円、2歳出総額 7億214万2,000円、3歳入歳出差引額 182万8,000円、5実質収支額 182万8,000円であります。

次に議案書の115ページをお開き願います。

「認定第5号 平成26年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成27年9月16日提出 大空町長 山

下英二」

決算書の１７０ページをお開き願います。

実質収支に関する調書、１歳入総額 ７９７万４，０００円、２歳出総額 ７６９万９，０００円、３歳入歳出差引額 ２７万５，０００円、５実質収支額 ２７万５，０００円であります。

次に議案書の１１７ページをお開き願います。

「認定第６号 平成２６年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２６年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成２７年９月１６日提出 大空町長 山下英二」

決算書の１８４ページをお開き願います。

実質収支に関する調書 １歳入総額 ３億９，０８８万８，０００円、２歳出総額 ３億９，０１８万５，０００円、３歳入歳出差引額 ７０万３，０００円、５実質収支額 ７０万３，０００円であります。

次に議案書の１１９ページをお開き願います。

「認定第７号 平成２６年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２６年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成２７年９月１６日提出 大空町長 山下英二」。

決算書の２０２ページをお開き願います。

実質収支に関する調書 １歳入総額 ３億９，２４０万３，０００円、２歳出総額 ３億９，１４８万円、３歳入歳出差引額 ９２万３，０００円、５実質収支額 ９２万３，０００円であります。

次に議案書の１２１ページをお開き願います。

「認定第８号 平成２６年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２６年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成２７年９月１６日提出 大空町長 山下英二」

決算書の２２０ページをお開き願います。

実質収支に関する調書 １歳入総額 ２，９２８万５，０００、２歳出総額 ２，７８４万４，０００円、３歳入歳出差引額 １４４万１，０００円、５実質収支額 １４４万１，０００円であります。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。

本件については、議長及び議会選出監査委員を除く１０人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長及び議会選出監査委員を除く１０人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査することに決定しました。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 １時１１分

再開 午後 １時１２分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第３項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、特別委員長及び副委員長の互選を行ってください。

再開はブザーをもってお知らせします。

休憩 午後 １時１３分

再開 午後 １時２５分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。

休憩中に、先ほど設置されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

決算審査特別委員会委員長に松田信行議員、副委員長に齋藤宏司議員。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第２１ 発議第１４号

◇議 長 日程第２１ 発議第１４号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

８番 松岡克美議員。

◇松岡議員 議会側議案書１ページを御覧ください。

「発議第１４号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について ことについて、大空町議会会議規則第１４条の規定により別紙のとおり提出する。平成２７年９月１７日提出 提案者 大空町議会議員 松岡克美 松田信行」の２名であります。

３ページをお開きください。この規約の変更につきましては、道央地区環境衛生組合、他５団体から解散、脱退の届け出が出され、新たにとかち広域消防事務組合が北海道町村議会議員公務災害補償等組合に加入することになり、組合理約の変更が必要となったものであります。

参考資料で御説明申し上げます。１ページをお開きください。北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、北海道町村議会議員に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理するために設置された一部事務組合であります。

新旧対照表、別表第１の右側下線部分、道央地区環境衛生組合、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、２ページを御覧ください。南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、南渡島青少年指導センター組合、以上６団体を削り、同ページ左側、道央廃棄物処理組合の次に、とかち広域消防事務組合を追加し、変更するものであります。

附則としまして、この規約は、地方自治法第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行することとなっておりますが、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る部分は、平成２８年４月１日から施行することとなっております。

以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 14 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第 14 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 22 発議第 15 号

◇議 長 日程第 22 発議第 15 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

7 番 齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 議会側の議案書 5 ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第 15 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書 このことについて、大空町議会会議規則第 14 条の規定により別紙のとおり提出します。平成 27 年 9 月 17 日提出 提案者 大空町議会議員 齋藤宏司、原本哲己、深川 昇、松岡克美、品田好博、田中裕之」の各議員でございます。

7 ページを御覧ください。この要望の内容ですが、森林資源の循環利用による林業、木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実、強化を図ることが必要であり、記以降の事項の実現を要望するものであります。

1 京都議定書第二約束期間における森林吸収量の国際的な算入上限値 3.5 %分を最大限確保するため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置づけるなど、森林整備や木材利用のための安定的な財源を確保すること。

2 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を

十分かつ安定的に確保すること。

3 川上から川下に至る総合的な対策を地域の実情に合わせて柔軟に展開するため、「森林整備加速化・林業再生対策」を恒久化し、財源を確保すること。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣宛てでございます。

以上、説明させていただきましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第15号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第15号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 発議第16号

◇議 長 日程第23 発議第16号 介護報酬の再改定を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

6番 松田信行議員。

◇松田議員 議案書9ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第16号 介護報酬の再改定を求める要望意見書 このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出いたします。平成2

7年9月17日提出 提案者 大空町議会議員 松田信行、沢出好雄、後藤幸太郎、上地史隆」の各議員でございます。

11ページでございます。この要望の内容ですが、平成27年4月から実施された介護報酬は、大幅なマイナス改定となり、全国各地では、既に採算の合わない事業の撤退が始まっている。今回の引き下げの理由として、社会福祉法人の内部留保を挙げているが、ほとんどの介護事業者は、内部留保どころか、介護労働者の賃金確保で精一杯の状況であり、広大な、過疎地を抱える北海道では、事業所の撤退が相次ぎ、訪問介護など幾つかのサービスが利用できない事態もある。国が介護保険制度の運営を、自治体に丸投げしようとする中、住民の介護を守り、地域の介護資源を維持するためには、介護経営の維持と、確保が困難である介護労働者の大幅な処遇改善が実施可能な介護報酬の「大幅プラス改定」での見直しが必要となっている。

以上の実態を踏まえ、国において、記1 次年度予算において、介護事業所と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、介護報酬のマイナス改定を見直しすること。以上を実現するよう要望するものである。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。以上、説明とさせていただきますのでよろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第16号 介護報酬の再改定を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第16号 介護報酬の再改定を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２４ 報告第１０号

◇議 長 日程第２４ 報告第１０号 専決処分の報告についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり専決処分の報告がありましたので、本件について説明を求めます。

山本住民課長。

◇住民課長 議会議案書１３ページお開きください。

報告第１０号 専決処分の報告でございます。

地方自治法第１８０条第２項の規定により、専決処分をしたので、報告するものでございます。

続きまして１５ページは、町長から議長への報告書の鏡でございます。

１７ページをお開きください。専決処分第７号です。

「専決処分書 大空町有建物火災により発生した罹災建物に対する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。平成２７年８月２５日 大空町長 山下英二」

和解の内容でございます。和解の内容につきましては、別紙１８ページをお開き願いたいと思います。

町有建物、罹災建物の概要でございます。

(１) 町営住宅 大空町女満別東陽２丁目７９番地の１３ 構造 鉄筋コンクリート造３階建、面積 １，４３８．１１㎡でございます。

(２) 賃貸契約内容につきましては、契約年月日 平成１８年８月２５日でございます。契約の種別は、大空町営住宅入居請書でございます。

(３) 契約の相手方 大空町女満別公園４丁目５番２－３号 佐藤美雪でございます。

２火災の概要です。

(１) 火災の発生日時 平成２６年１０月２日午後１０時５６分頃です。

(２) 火災発生出火元 大空町女満別東陽２丁目５番３－２０５号 平成７年度管理開始東陽団地２０５号室でございます。

(３) 火災原因・状況でございます。台所で天ぷら油を火にかけたまま寝込んでしまい、鍋の油に引火し火災になったものでございます。台所の部分焼損、各部屋の煙による損害及び水漏れによる下の階１０５号室の一部が損害したものでございます。

３和解の条件です。

(１) 損害賠償額等 佐藤美雪は、大空町に対して、本件火災による損害賠償額として、金４９万２，０８３円を平成２８年３月３１日までに支払うものとする。

(2) 異議の申し立て 示談書の締結後は、当事者間において今後本件に関しては異議申立てをしないことを約束するというものでございます。

この損害額の積算につきましては、この実際にかかりました修復金額685万8,100円に対しまして、636万6,017円が保険として支払われています。これを差し引いた金額49万2,083円につきましては、当時住んでいた佐藤美雪氏に支払い求めるものでございます。

以上、報告いたします。よろしくご審議ください。

◇議 長 これで専決処分の報告については、終わります。

◎日程第25 報告第11号

◇議 長 日程第25 報告第11号 平成26年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告についてを議題とします。

教育委員会委員長から、平成26年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議会議案書19ページの報告第11号でございます。

平成26年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、議会に報告を申し上げます。

説明いたします資料につきましては、お手元の大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書を御覧いただきたいと思います。

初めに、大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書は、平成19年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、同法第26条第1項におきまして、地方教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定されております。

教育委員会におきましては、平成26年度教育委員会の所管の事務について、自ら点検を行ってきたところであります。9月8日に開催されました教育委員会会議におきまして、決定いたしました大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書を教育委員長から町議会議長宛てに提出し、議会に報告をするものであります。

報告書につきましては、平成26年における町教育委員会の所管事務執行状況の概要をまとめた活動状況と、学校教育活動、社会教育活動に係る反省・評価を

まとめて構成しております。

第一部の教育委員会の活動状況につきましては、1 ページからは、教育委員名簿、教育委員会会議の開催状況と付議されました案件等、7 ページからは教育委員会関連の条例規則等の制定状況で、条例 6 本、規則 16 本、規程 1 本を制定しております。

9 ページは、教育委員会委員の活動状況、10 ページは、教育関係機関等の活動状況、11 ページからは、学校に対する指導、助言、指示等の状況、15 ページは、町民に対する情報提供、16 ページから 19 ページには教育関係予算の平成 26 年度最終予算の状況及び主な事業に係る最終予算を掲載しております。

20 ページからの第 2 部におきましては、学校教育活動に係る反省評価でございます。大空町教育推進計画が平成 21 年度からスタートし、その実現を目指すため、計画内容を具体的に盛り込んだものとして、計画の基本目標、基本方向、観点の数字を記載しその関わりを示しております。

大空町教育推進方針は、四つの基本評価目標につきまして記載しており、括弧で示しております数字につきましては、5 段階評定尺度に基づき、町立の幼稚園 2 園、小学校 2 校、中学校 2 校、高校 1 校が実施いたしましたそれぞれの評価点の平均値を記載しております。

24 ページからの第 3 部におきましては、社会教育活動に係る反省・評価でございます。まず 1 点目といたしまして、平成 26 年度大空町教育推進方針に係る反省・評価でございますが、評価につきましては、5 段階評定尺度に基づき、各担当から出されました評価点の平均値を記載しております。

大空町教育推進方針は、三つの基本目標からなっており、同様に具体的方策及び総括的な反省、評価を記載しております。

27 ページからは、2 点目といたしまして、平成 26 年度社会教育推進計画の反省・評価でございます。社会教育事業を五つの事業に分類し、評価を行っております。

以上、説明申し上げ、平成 26 年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告といたしましたので、よろしく願いいたします。

◇議 長 これで平成 26 年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告については終わります。

◎日程第 26 報告第 12 号

◇議 長 日程第 26 報告第 12 号 平成 26 年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、平成 26 年度大空町の健全化判

断比率及び資金不足比率について監査委員の意見書を付して提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議会提出議案書 21 ページをお開き願います。

報告第 12 号 平成 26 年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

この報告は、平成 19 年 6 月 22 日に制定されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の四つの指標を健全化の判断比率とし、また、同法第 22 条第 1 項の規定により、公営企業の資金の状態を表わす指標を資金不足比率として、いずれも監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものであり、かつ公表することとされております。これらの指標につきまして、監査委員の審査をいただき、9 月 7 日付けで審査意見書の提出を受けたところでございます。

23 ページをお開き願います。こちらは 9 月 9 日付けで町長から議長への報告文書でございます。

それでは、25 ページをお開き願います。健全化判断比率につきまして、御説明をいたします。

表の上段が比率の名称、下段が大空町の平成 26 年度決算に基づく比率、その下の括弧書きの数値は、早期健全化の基準となる数値でございます。

表の左から実質赤字比率でございます。一般会計が対象となり、赤字額が地方公共団体における標準的な収入額であります標準財政規模に占める割合で、赤字がある場合に数値が算定されるため、大空町では黒字決算となっていることから、表示されておられません。早期健全化判断の基準は、14.72%でございます。

次に、連結実質赤字比率でございます。

全会計を対象とした実質赤字額、または資金不足額が、標準財政規模に占める割合で、実質赤字比率と同様に赤字がある場合に、数値が算定されるため各会計とも黒字決算のため表示されておられません。早期健全化判断の基準は、19.72%となっております。

次に、実質公債費比率でございます。

一般会計が負担する地方債の元利償還金や、債務負担行為による支出額、企業会計の地方債償還に充てるための繰出金など、元利償還金に準ずるものが、標準財政規模に占める割合で、3 カ年の平均で示されるものであります。平成 24 年度から 26 年度までの 3 カ年の平均で 13.1%と、前年度に比べ 1.4 ポイント減少しております。普通交付税が減少したものの、地方債残高の減少とともに、

元利償還金も減少傾向にあることが要因といえます。

この比率が高くなりますと、義務的経費が多くなるため、財政の弾力性が低下し、投資的な経費などへの予算配分が十分に行えず、減額せざるを得なくなります。早期健全化の判断基準は、25.0%となっております。

次に、将来負担比率でございますが、一般会計の地方債残高や、債務負担行為による支出予定額など、将来に負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合であります。平成26年度は、前年度と比較し、将来負担額となる地方債残高や職員の退職手当分などが約4億2,000万円減少し、充当可能財源となる基金への積み増しをしたことなどにより、充当可能財源が将来負担額を上回ったため数字が表示されておられません。

この比率が高くなると、将来の実質公債費比率も増大するなど、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなることを示すもので、早期健全化判断基準は、35.0%となっております。

次に、26ページの資金不足比率について、説明をいたします。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足が事業規模に占める割合であります。資金不足という表現になっておりますけれども、一般会計でいいます赤字の意味になります。大空町で対象となる会計は、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、個別排水処理事業特別会計の3会計でございますが、いずれの会計も資金不足を生じておりませんので、表示されておられません。経営健全化の基準は20.0%となっております。

27ページ、28ページには監査委員からの意見書となっておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、平成26年度決算に基づく大空町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

◇議 長 次に、監査委員による平成26年度財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の説明を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第12号 平成26年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を、さらに、同法第23条第1項の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類もそれぞれ審査いたしましたので、御報告申し上げます。

財政健全化の審査及び経営健全化の審査は、8月20日、後藤監査委員とともに

に実施したところであります。財政健全化の審査は、町長から提出された健全化判断比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。その結果、お手元に配付された資料に記載のとおり、審査に付された健全化判断比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

平成26年度の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準と比較するとこれを下回っており、特に指摘すべき事項はありません。

次に、経営健全化の審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施しました。

その結果、お手元に配付された資料に記載のとおり、審査に付された各会計の資金不足比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

平成26年度の資金不足比率は、各会計とも資金不足を生じておらず、経営健全化基準の20%と比較すると、いずれも下回っており、特に指摘すべき事項はありません。

以上、平成26年度大空町健全化判断比率及び資金不足比率について、審査の結果の報告とさせていただきます。

◇議 長 これでは平成26年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率については終わります。

◎日程第27 報告第13号

◇議 長 日程第27 報告第13号 債権の放棄についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、債権の放棄の報告がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

山本住民課長。

◇住民課長 議会提案議案書29ページ目でございます。

「報告第13号 債権の放棄について 大空町債権管理条例第17条第2項の規定により、平成26年度債権放棄をした6件につきまして御報告いたします。

議案書31ページにつきましては、平成27年8月17日付けで町長から議長への報告の公書でございます。内訳につきましては、32ページをお開きください。一つ目、水道料でございます。放棄の金額につきましては1万2,760円、放棄の年月日は、平成27年3月31日でございます。放棄の理由につきましては、大空町債権管理条例第17条第1項第1号及び第6号に該当するものであり

ます。これにつきましては、消滅時効の時効期間が満了して、債務者が行方不明で徴収権がないものが4名でございます。

続きまして、町営住宅使用料でございます。放棄の金額につきましては、26万6,940円、放棄年月日は、平成27年3月31日でございます。大空町債権管理条例第17条第1項第1号及び第6号該当者、消滅時効の時効期間が満了したもので、債務者が行方不明等で徴収見込みがないものが1名でございます。また、大空町債権管理条例第17条第1項第1号に該当する消滅時効の時効期間が満了した者が1名でございます。合計6名で債権の放棄額は、27万9,700円でございます。以上、御報告申し上げます。

◇議 長 これで債権の放棄については、終わります。

◎日程第28 報告第14号

◇議 長 日程第28 報告第14号 例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第14号 例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、平成27年5月分から平成27年7月分であります。検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、5月分につきましては、6月29日、6月分につきましては、7月21日、7月分につきましては、8月20日に後藤監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり、相違ありません。また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告書については、終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。

山下町長。

◇町 長 平成27年第3回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

この議会におきましては、平成26年度の大空町の各会計の決算を提出させていただきました。直ちに審査特別委員会の設置をいただきましたことにお礼を申し上げたいと思います。また、後日、委員会の中で、さまざまな視点から御意見をちょうだいいたしますようお願いを申し上げたいと思います。

一般質問におきましては、町の総合計画でありますとか、総合戦略に関する私どもの町の将来をどうしていくのか、そんな御質問もいただいたところであります。

今、大空町はまちづくりの一つの岐路になろうかと思っております。こういった計画や戦略をしっかりと立てながら、町民の皆さんと共にその事業執行に当たってまいりたい、そのように決意を新にしたところでございます。

また、一般質問の中からは、シロシストセンチュウなど、本町の中心産業であります農業の将来を脅かす、そういった課題も出てきたということでの御質問もいただいたところであります。海外では既に発生があり、どのような経路で外国から日本に、このシロシストセンチュウが渡ってきたのかと、そのように言われているところもございます。今後、そういった解明も待たれるところでございます。

また、今日は朝8時前にチリ沖で大きな地震があり、現在、気象庁では津波の情報なども収集しているようでございます。海外の事象が私どもの町に、また、私どもの地域に災害を起こさないとも限らないということを改めて痛感したところであります。

現在、大空町では、農業の収穫作業などが盛んに行われております。何とか、今年も災害のない中で、収穫が終わることを願っているところであります。

また、先日は北関東、東北南部におきまして、大変多くの雨が降り、堤防の決壊ということで、非常に多くの方々が困窮されている状況にあります。お見舞を申し上げると同時に、通常の行政業務はもちろんでありますけれども、非常事態における対応ということも、心して掛らなければならないと改めて感じさせられた事例でございました。

さまざまな課題に、これからも職員共々取り組んでまいりる覚悟でございますので、議員の皆様方には、その都度、御指導いただきますようお願いを申し上げ、お礼にかえさせていただきます。誠にありがとうございました。

◇議 長 平成27年第3回大空町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 2時06分